

令和5年度決算特別委員会会議録

令和6年9月20日(金)

(開会) 10:00

(閉会) 17:19

○委員長

ただいまから、令和5年度決算特別委員会を開会いたします。

「認定第1号 令和5年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」から「認定第10号 令和5年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」までの10件を一括議題といたします。

昨日に引き続き、第3款、民生費について、102ページから122ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています109ページ、社会福祉費、高齢者福祉費、敬老祝品料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料51ページの説明をお願いいたします。

○高齢者支援課長

資料の説明をいたします。高齢者に対して長寿を祝い、長年の功績に感謝するため、当該年度の節目に当たる77歳、88歳、99歳、100歳以上の方を対象として、令和4年度までは長寿祝金を支給しておりましたが、令和5年度からは、祝金に替えてカタログギフトを送付し、商品の中から好きな品物を選び、受け取ってもらうように変更しております。

令和4年度の対象者につきましては2148人、令和5年度につきましては対象者2774人、今年度につきましては対象予定者3201人となっております。

実績額にしましては、令和4年度につきましては、支給者に対する1人当たりの支給額の総額が2875万6千円。令和5年度につきましては、2370万3千円となっております。

○川上委員

令和4年度から令和5年度に制度が変わっていますね。同時に金額も変わっています。

受取金額の目減りの理由をお尋ねします。

○高齢者支援課長

受取額につきましては、それぞれ資料にありますように、それぞれ額が下がっております。これにつきましては、カタログギフト、品物にすることによって、送料、代行手数料が変わります。その分を含んだ中での、こういった額の変更となっております。

○川上委員

受取総額の目減り分は、幾らになりますか。

○高齢者支援課長

実績額の差でいきますと、505万3千円となります。

○川上委員

現金支給からカタログギフトに移行した理由をお尋ねします。

○高齢者支援課長

事務事業評価における最終評価において、市内の事業者が生産している商品を選ぶカタログギフトにするなどの手法により、敬老の意味だけではなく、経済的な効果といった副次的な効果も求めるべきであるとの評価や、現金支給における申請書の記入ミスによる高齢者の方とのやり取りや、申請書の支払処理に係る職員の事務処理の効率化についても検討すべきであるとの評価を受けましたので、担当課といたしまして、事業の見直しを行った結果、現在の祝品の

形での事業実施に至ったものでございます。

○川上委員

これは事業としては委託していますか。

○高齢者支援課長

発送と商品については委託しております。

○川上委員

相手はどこですか。

○高齢者支援課長

シフトプラス株式会社に委託しております。

○川上委員

どういう会社ですか。

○高齢者支援課長

飯塚市ふるさと応援寄附事業に係る事務代行業者として、ふるさと納税管理システム等の管理運営をしている会社でございます。

○川上委員

それは、どのようにしてこの会社を選んだのですか。

○高齢者支援課長

随意契約によって契約しております。

○川上委員

随意契約の理由は。

○高齢者支援課長

ふるさと納税において利用している手法を活用することで、一括代行業務として実施でき、カタログに記載する祝品の調整や市内事業者との調整、祝品の申請受付や発送までのノウハウ、システムによる申請管理等を構築する時間と経費を考慮し、この事業者と随意契約いたしております。

○川上委員

その仕事はほかの会社もできると思います。ほかにはどういった会社が挙げられましたか。

○高齢者支援課長

他の事業所等については検討しておりません。

○川上委員

シフトプラスはこの委託で、どれだけの利益を上げますか。

○高齢者支援課長

実際、どのくらいの利益を上げられるかについては、当然、うちのほうでは把握できません。

○川上委員

委託した額は幾らですか。

○高齢者支援課長

令和5年度の委託した額につきましては345万2100円でございます。

○川上委員

高齢者の皆さんから現金支給を続けてもらいたいと、元に戻してほしいという声は聞いていますか。

○高齢者支援課長

電話や窓口に来庁されたときに、多くの声をいただいております。「お祝いをもらえるとは思っていなかった、ありがとう」という声であったり、「お金のほうがよい」というご意見もあつたり様々なご意見をいただいております。励ましの言葉や厳しいお言葉、いずれもいただいておりますので、これについては一応共有しております。

○川上委員

事業評価の際に、このことについては、要するに現金の希望が多かったということについては、どういうふうに反映していきますか。

○高齢者支援課長

対象者の皆様からの祝品事業への感謝の気持ちをいただく一方で、祝金のほうがよいという声もいただいているところでございます。敬老のお祝いについては、老人福祉法の基本理念に沿って、長寿を祝い、多年にわたり社会の進展に寄与された功績に対する感謝の形として、本市においては、節目節目の歳にお祝いの事業として実施しております。

本事業のみならず、全ての事務事業につきましては、単一の効果だけでなく、副次的な効果も含め、事業の適正化や見直しを進めているところでございます。

今後のご意見等につきましても、実際、この祝品に替えてから今年度が2年目になります。ですから、今後、そういったご意見もお聞きしながら調整していきたいと考えております。

○委員長

続きまして、同じく、109ページ、社会福祉費、高齢者福祉費、シルバー人材センター補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料が52ページにありますので、説明をお願いします。

○高齢者支援課長

シルバー人材センター補助金の実績推移については、令和元年度から令和4年度まではシルバー人材センター補助金880万円、地域活性化環境事業費補助金150万円、シルバーサポート事業補助金140万円の計1170万円の同額で推移し、令和5年度につきましては、それらを1つの科目に合わせた上で、デジタル利用促進事業費補助金200万円が増額となっております。

○川上委員

それぞれについて、交付理由をお願いします。

○高齢者支援課長

シルバー人材センターに対する補助金につきましては、公益社団法人飯塚シルバー人材センター運営費等補助金交付要綱に基づき交付しております。

人件費に対する補助、消耗品や通信運搬費、備品等に対する補助、賃借料等に対する補助及び高齢者活用・現役世代雇用サポート事業等の補助を行っております。

○川上委員

金額の根拠をお願いします。

○高齢者支援課長

これらの補助事業につきましては、地方公共団体が応分の補助を行うことを前提に、国庫補助対象経費の2分の1の額、かつ国の予算の範囲内において交付することを基本とされており、市の補助額の同額を上限として、国も補助する仕組みとなっておりますので、補助対象経費やその金額についても国の定める基準に従い交付しております。

○川上委員

例えば、880万円については、どういうことになりますか。

○高齢者支援課長

基本、国の補助対象基準でもって支払いをしております。

○川上委員

880万円の根拠を聞いています。

○高齢者支援課長

先ほど言いました人件費とか消耗品、その分の経費の積み上げになっております。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 10 : 11

再 開 10 : 14

委員会を再開いたします。

○川上委員

シルバー人材センター会員の状況の推移をお尋ねします。

○高齢者支援課長

令和3年度末が557人、令和4年度末が561人、令和5年度末が612人となっております。

○川上委員

そのうち、会費を払っている方々の人数の推移をお尋ねします。

○高齢者支援課長

年会費につきましては、年間2千円ですので、会員の方は全ての方が払われております。ただし、半年過ぎて10月以降に入られた方については、年会費が1千円ということで聞いております。

○川上委員

高齢の方々に作業があるわけですが、事故が発生した場合の市の対応はどうなっていますか。

○高齢者支援課長

当然、就業中の事故等につきましては、重大事故とかが発生した場合については、総会、理事会とかで報告があるんですけど、軽微的なものについては、適宜、市のほうへの報告はあっておりません。当然、市が軽度作業とかで委託した部分で、もし事故等があれば、それぞれ報告がっているものかと思っております。

○川上委員

シルバー人材センター内で処分が出るような事故は重大事故ということでしょうか。

○高齢者支援課長

その旨につきましては、当然、市のほうがはっきり把握しておりませんので、そういう処分についても、どういった処分なのかははっきり分かっておりませんので、市のほうは把握しておりません。

○川上委員

シルバー人材センターの理事会には、市から誰が出ていますか。

○高齢者支援課長

理事として高齢者支援課長、村上が参加しております。

○川上委員

それでも、飯塚市は事故発生状況については把握ができていないというふうに言うわけですか。

○高齢者支援課長

理事会、総会に参加しましたが、今言われた処分があったような事故の報告とか、処分の関係についての報告はあっておりません。

○川上委員

根拠の分からない補助金を出し続けているわけだけど、このシルバー人材センターで公正な運営がきちんと行われているというふうに、どうチェックしているのか、お尋ねします。

○高齢者支援課長

補助金が事業の目的を達成するために適正に執行されているかにつきましては、申請書類や

実績報告書類等の書類の審査や、必要に応じて内容の聞き取り等を行うことによって確認しております。

○川上委員

事故発生時に会員が処分される通知を見たことがあります。日本語になっていません。そうしたものを、あなた方は見ないのですか。

○高齢者支援課長

私は、直接は見ておりません。

○川上委員

こういう通常の規則に基づいた処分なのでしょうけれども、それが成立するような表現になっていないのを見たわけです。どうしてこういうことが起きるのかという点でいえば、補助金を出している相手方において、公正な運営が担保されているかどうかを、市は補助金交付、あるいは決算の際に、きちんとチェックするべきだと考えますけど、どうですか。

○高齢者支援課長

今の点につきましては、委員のおっしゃるとおり、実際に渡された文書について、ちょっと現物は私は見ておりませんが、そういった誤字・脱字とか文言がきちんとなっていなかったというのはお聞きしましたので、そういうものについては事務局のほうにお伝えはしております。

○川上委員

補助金を出す相手の団体の中で、公正な運営が全体で行われているかと聞いているんですよ。

○高齢者支援課長

先ほどと同じような答弁なりますけど、実際、いろんな事業も委託しておりますし、事務局のほうとも常に連絡を取りながら適正に行っていただくよう事業を委託しておるんですけど——。依頼された方から直接市役所にいろいろな電話もかかってくるので、その都度、事務局のほうにお伝えし対応していただくような形を取っております。

○委員長

それでは、保留した880万円の根拠を、後で、どのタイミングで——。

はい、それでは後でお願いします。次に行きます。

109ページ、社会福祉費、高齢者福祉費、老人クラブ連合会活動推進事業費補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料53ページ、説明をお願いします。

○高齢者支援課長

資料につきましては、老人クラブ連合会活動推進事業費補助金の実績推移につきまして、令和元年度から令和5年度までの老人クラブ連合会活動推進事業費補助金の推移、一番下のほうに年度初めの単位クラブ数及び会員数を示しております。

○川上委員

補助金に関する規定はあるんですか。

○高齢者支援課長

規定につきましては、飯塚市老人クラブ連合会活動推進事業費補助金交付要綱に基づき補助金を支給しております。

○川上委員

加入会員数によって補助金額が変わりますか。

○高齢者支援課長

一部会員数によって算出する部分もありますので、変わってきます。

○川上委員

この間に、会員数に誤りがあったということで、是正を行った実績がありますか。

○高齢者支援課長

この補助金につきましては、4月1日を基準に前期・後期に分けて交付しておりますが、最終的に決算といいますか、実績を出していただくときに、当初の申請について誤りがあったということで、クラブ数とか人数についての修正をされるケースはありました。

○川上委員

人数は分かりました。クラブ数と今言われたんだけど、クラブ数に誤りがあったということですか。

○高齢者支援課長

一部単位クラブ数の減もあっております。

○川上委員

存在しないクラブに補助金を出そうとしておったということですか。

○高齢者支援課長

先ほど言いましたように、4月1日時点の基準で老人クラブのほうから申請が上がっておったわけなんですけど、その後、恐らく精査された中で、一つの老人クラブが実際は解散されておったということで、最終的に決算の時期で、その分は返還という形で頂いております。

○川上委員

存在しないクラブに、市民の税金が予算計上されるということを防ぐためには、どうしたらいいですか。

○高齢者支援課長

当然、こういったことが起こらないように、老人クラブ連合会の補助金につきましては、先ほど言いましたように4月1日を基準に前期・後期に分けて交付しております。変更が生じた場合については、精算し返還をいただいておりますので、今後、老人クラブにつきましても、それぞれ適正な事務処理を行っていただくよう、その都度、お伝えしております。

○川上委員

今後のことを聞いているんですよ。

○高齢者支援課長

今後につきましても、当然、来年度からまた申請が上がるとお思いますので、その申請の際には、必ずクラブ数とか会員数につきましては、きちっと支部単位で精査された中で申請をしていただくような形でお伝えしております。

○委員長

次に、109ページ、社会福祉費、高齢者福祉費、高齢者デジタルコミュニケーション支援事業について、藤間委員の質疑を許します。

○藤間委員

昨日の質疑の中で、私は、新しいIT技術にたけた若い方の意見を尊重いただきたいという話を申し上げたんですけども、こちらは、年齢や役職にとらわれず、IT技術にたけた方の意見をちょうだいしたいとお伝えすべきだったと思いました。失礼いたしました。

それでは本題の高齢者モバイル端末機器取得奨励補助金について、お伺いいたします。こちらの事業内容及び実績に関して、導入当初から現在までの状況をお伺いいたします。

○高齢者支援課長

本事業の内容につきましては、高齢者の方のスマートフォン取得や3G携帯からの乗換えの際に補助金を交付する事業となっております。

対象者の条件といたしましては、市民税の滞納がないこと。初めてスマートフォンを購入し、通信契約を行う、もしくは、3G携帯から乗り換えること。市が定めるデジタル端末活用のための教室を受講すること。市SNSと福岡県防災メールまもるくんを登録すること。同補助金

の交付を受けたことがないことなどがございます。

実績につきましては、令和4年度は9月から3月まではございますが、助成金額1人当たり3万円で274人に対し822万円を交付しております。令和5年度は助成金額1人当たり2万円で116人に、交付額は232万円を交付しております。令和6年度、今年度につきましては、助成金額1人当たり2万円で、8月末現在ですが、17人に対し34万円となっております。

○藤間委員

今、高齢者とおっしゃいましたが、年齢については65歳以上でよろしかったでしょうか。

○高齢者支援課長

そのとおりでございます。

○藤間委員

では、補助金導入の意図ですとか意義について、お伺いいたします。

○高齢者支援課長

以前のコロナ禍におきましても、高齢者が社会と積極的に関わり、認知症予防や精神的健康を維持できるよう、高齢者のコミュニケーションを支援することを目的として、先ほど述べました条件を設けて、高齢者の情報収集能力の向上や、災害時における安全確保ができる環境を整備し、高齢者の社会参画の推進とデジタルディバイドの解消を図ることを目的しております。

○藤間委員

今回、スマートフォンに対する補助金でございますが、このスマートフォンは10代の方も買えば、20代、30代、幅広い世代の方が買うような物だと認識しております。こういったスマートフォンに関して、一定年齢、すなわち65歳以上の年齢の方に限って、市として補助金を出すということに関しまして、世代間に関する不平等ですとか、これは何で65歳以上に出すんだろうかみたいな、そういった不平等感に関して議論等は内部でございましたでしょうか。

○高齢者支援課長

内閣府が実施しております情報通信機器の利活用に関する世論調査において、スマートフォンの利用状況が示されておりますが、50代までの利用率は90%を超えていますが、60代においては70%程度、70代以上においては50%未満という利用状況であり、補助事業の検討段階において、高齢者におけるデジタルディバイドは想像以上に存在するという認識でございました。

新型コロナウイルス感染症拡大の状況下における高齢者の孤立が問題となったことや、災害等だけでなく、日常生活におけるあらゆる情報収集・情報伝達の手段としてSNSやホームページが主流となっていることを考えますと、高齢者の社会参画の推進とデジタルディバイドの解消を図るために、まず、スマートフォンを持つことへのハードルを下げることが重要であり、短期集中的に補助を行う必要があると認識しておりましたので、このような事業を行っております。

したがって高齢者に限定した補助制度を設けることについては、政策として必要であるとの認識でありましたので、他の世帯に対する不平等感等についての検討はいたしておりません。

○藤間委員

ご答弁にございました、60代は70%程度、70代は50%未満しかスマートフォンを持っていないというお話がございました。

それでは、飯塚市にはどのぐらいスマートフォンを持っていないお年寄りがいらっしゃいますでしょうか。ちょっと私、今、計算してみたんですけども、大体、1万8千人ぐらいがスマートフォンを持っていらっしゃらない65歳でございます。そうしますと、これまでに400人ちょっとにスマートフォンに対して補助金を出してきたとて、1万8千人いる中で

400人に補助していきましたと。そうすると、全体の2%ぐらいの方が増えましたという計算になります。これを考えますと、おっしゃっていただいた高齢者の災害時における安全確保できる環境ですとか、高齢者の社会参画の推進、デジタルディバイドの解消という政策目的を達成できるかという、厳しいと言わざるを得ないんじゃないかと思えます。

こういった点を踏まえてちょっと質問を申し上げますけども、この補助事業に関して、今後の継続のご検討はどのような状況でしょうか。

○高齢者支援課長

本事業につきましては、短期集中的に補助を行う必要があるとの認識から始まっておりますが、事業開始から3年度目となり、事業開始時点でスマートフォンの利用率が高かった世代が対象年齢に到達しますので、対象となる高齢者のデジタル化への対応状況を見直しながら、今後の事業継続の有無について、検討したいと考えております。

○藤間委員

今後の事業継続の有無について、検討したいとおっしゃっていましたが、全ての事業に関して継続の検討していくものなんじゃないかと思いつつ、昨日の夕方、このスマートフォンの補助事業のチラシを市役所の入り口のほうに掲示しているのを拝見いたしました。このチラシは比較的ちょっと目立たない奥のほうにあって、この補助金も少しずつ終わっていくような、そんな意思をうっすらと感じた次第ではございます。

さて、この質問をするに当たって、人口統計をいろいろ当たってみたんですね、飯塚市の70歳から74歳は人口1万196人。一方で、0歳から4歳は5023人です。70代と、いわゆる生まれてくる方で1万人対5千人ぐらい世代間の人口に差があります。この5千人が次の世代を生んでいくわけですけども、今、合計特殊出生率が1.2ですので、この5千人を半分に割って1.2を掛けると大体3千人ぐらい、次の世代というのはもう3千人になって来るとい時代でございます。

今、答弁させていただいている課が高齢者支援課ですので、高齢者支援以外の観点を入れても困るという意見もちょっとあるかもしれませんが、やはり今、縦割り行政や前例踏襲主義では対応できない、待ったなしの状況が足元に来ていると思いますので、飯塚市に関して、今、申し上げた、これだけ人口に関して危機的な未来が待っているんだという前提の下に、どの分野に幾ら予算をかけていくかというのを検討する必要があるかと思っております。

最後に、事業継続の有無に関して意見を述べさせていただきます。

一つ目に関しては、やはり、世代間不平等というものがあるんじゃないか。

二つ目に関しては、補助金を出す方がどんどん減っていつている。今期は17人とお伺いしました。

三つ目に関して、やはり政策の目的と政策の手段というのがあまり合致していない。先ほど申し上げました、高齢者でスマートフォンを使っていない方が1万8千人いて、これを50%に引き上げるんだ、60%に引き上げるんだという災害があったときに速やかに情報伝達が行われて、それは意義があることかもしれませんが、この政策ですと、スマートフォン持っている方というのは、持っていない方の母数からすると、1%、2%増やす政策ですので、やはりこれは政策の目的と中身が合致していないんじゃないかというのが三点目でございます。

継続でもご検討されるということですが、以上の点をご検討の上、継続的にご検討いただければと思っております。

以上で、意見を終わらせていただきます。

○委員長

次に、110ページ、社会福祉費、障がい者福祉費、障がい児支援利用計画作成手数料について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

委員長、すみません。私の、次の111ページの分、障がい者福祉の分も一緒に質問してよろしいでしょうか。

○委員長

どうぞ。

○金子委員

110ページ、111ページ、社会福祉費、障がい者福祉費の障がい児支援利用計画作成手数料3540万1817円及び111ページのサービス利用計画作成手数料6700万2316円について、一括してお尋ねいたします。

障がいのある方のサービス利用については、相談支援専門員が作成しております。その流れをご説明お願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

この計画ですが、自己作成も可能です。ただし、サービス提供事業者との調整等、難しいことがありますので、実際は、利用者がつくることはなく、相談事業者が相談専門支援員に依頼して作成されております。

相談専門員が利用者に対して利用者の居宅等を訪問してアセスメントを行い、アセスメントに基づいた課題解決のための最適なサービスの組合せについて、検討いたしまして、提供されるサービス等の目標、達成時期、種類、内容、量、サービスの留意事項等を記載した計画案をつくり、利用者に交付いたします。

その内容に基づきまして受給者証に給付の量を記載しまして戻しますが、その結果に基づきましてサービス担当者会議を開き、そして計画を作成して本人に交付することになっております。

○金子委員

障がい福祉サービスが提供されるまでの流れは分かりました。相談支援専門員がサービス提供事業者のサービス提供の内容を把握し、そして、その利用者の必要なものを調整するということがよく分かりました。

では、サービスを提供する事業者の今の現状、また、令和5年度の現状について、数が分かればお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

令和6年4月現在、本市で放課後等デイサービスを提供する事業所は46事業所となっております。令和5年度の同時期と比較しまして7事業所増加となっております。

また、児童発達支援を提供する事業所は35事業所となっております。同時期と比較しますと6か所増加となっております。

次に、就労支援のA型は20事業所となっております。同時期と比較しますと3か所増加です。

それから、就労支援B型を提供する事業所は40事業所となっておりまして、昨年同時期とは8か所の増加となっております。

○金子委員

現在の事業所の数が分かりました。放課後等デイサービスは、令和5年が39で現在が46、児童発達支援に関しては29から35、就労支援A型は17から20、就労支援B型は32から40というふうに事業所数が増加しております。

この数について、市はどのように判断しているのか、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

児童通所支援事業所及び就労支援事業所の指定につきまして、福岡県が指定権者となっております。県が指定するに当たりまして、市から意見書が必要になっております。

現在のところ、この量が供給量に達しているという判断をしておりますので、令和6年4月

からはサービス提供量が充足していることから、意見書の作成をしておりません。

○金子委員

供給量が充足しているということで、今はサービスの事業所を増やしていないということですよ。

では、専門支援相談員と障がい福祉サービスの利用者数について、お示してください。

○社会・障がい者福祉課長

指定障がい児相談支援事業所は令和6年8月末時点で19事業所あり、相談支援専門員は32人となっております。また、利用者につきましては令和5年度の実績で801人の利用がありました。

指定特定相談支援事業所は令和6年8月末時点で20事業所あり、相談支援専門員が33人となっております。利用者につきましては、令和5年度の実績で939人の利用がございました。

○金子委員

指定特定相談員というのは、児童の分で、その相談員は32名で、実績は801名。また、大人の相談支援に関しては、事業所が20で相談支援員は33名ということでよろしいでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

そのとおりで結構です。

○金子委員

では、担当課として提出された利用計画を確認することになると思いますが、現在はどのような状況でしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

この計画案をつくる時ですけれども、支給量決定のための根拠資料なんですけど、サービスを提供する事業所とその情報を共有するチームの仕様書のような性格のものです。このチェックを行うわけですけれども、そのような認識がちょっと薄くて、実際に23日の範囲の中で調整するように申請するといったような、市に提出するために作成しているといったような意識の問題があるものも散見されます。事業所の実地指導の際にも、書類上の不備とかがあるものがありますので、そういう指導を行うような指摘をしております。

○金子委員

かなり、今、はっきり言われたと思うんですけど、相談員のある意味、意識が低いというか、市に提出されればいいというような感じで提出されているので、市がチェックをしっかりとやらなくてはいけないというようなことだというふうに聞こえましたが、それで認識は間違っていないでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

実際に、事務員が確認できるレベルは基準等にしかありませんけれども、そのレベルであれば、確認する必要があると思っております。

○金子委員

市民の方から、相談員の専門性が薄いのではないかと、子どもの療育について、相談員の方に相談しても専門的な知識が得られなかった。あるいは、事業所についても返答がもらえなかったというようなお声を頂いております。やはり専門員の現状を変えていく必要があるのではないかと、私も思うし、市民の方からもそういう要望もありますが、今後、市としてどのような対応をされていくおつもりなのか、お聞かせください。

○社会・障がい者福祉課長

この相談事業所については集団指導を実施しております、そのほかに立入調査も行っておりますので、その点につきまして、今後、強化を行っていきたいと思っております。

○金子委員

市だけではなくて、相談支援専門員の専門性を高めるためには方策は何か考えておられますでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

今のところ、まず、資格については県のほうの資格になりますので、私たちのレベルアップについて、どうのというのはなかなかございません。ただし、そのような機会を利用しまして説明等は十分行っていきたいと思っております。

○金子委員

今年3月に策定されました「第4期飯塚市障がい者計画」を読みますと、「障がいの診断・判断を受けた当時の苦労や悩み」というところで、60%の方が「障がいのことや福祉の制度についての情報が少なかった」、31%の方が「具体的な相談相手がいなかった」というふうに答えられています。障がいのある人たち、また、子ども、その保護者が充実した暮らしができるよう、相談支援専門員が専門知識を持ち対応できるよう、相談支援部会、これは自立支援協議会の中にあると思えますけど、そういうものの充実を図っていく、また、チェック機能をしっかりとやっていくということが必要だと思いますけども、いかがお考えでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

今、委員のおっしゃったことと同感でございます。ただし、やはりできる範囲がございますので、範囲の中ではしっかり頑張っていきたいと考えております。

○委員長

次に、111ページ、社会福祉費、障がい者福祉費、医療的ケア児等在宅レスパイト事業助成金について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

医療的ケア児等在宅レスパイト事業助成金について、お伺いいたします。

まず、この事業の目的について、説明をお願いいたします。

○社会・障がい者福祉課長

人工呼吸器の管理、それからたんの吸引や経管栄養等、日常生活を営むために医療を要する状態にある方の家族への負担を少しでも和らげるための事業でございます。

実際には、訪問看護を利用していただき、それに対して時間を付け加えた分についての給付を行っております。

○金子委員

この助成を受ける方の対象はどういった方でしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

市内に居住し、かつ、住民基本台帳に載せられている方で、訪問看護により医療的ケアを受けている方でございます。

また、医療的ケア者、18歳以上の方とは、訪問看護により医療的ケアを受けており、障がい福祉サービスの短期入所の支給を受けている方となります。

○金子委員

対象の方がかなり限定されていると思えますが、実際にこの飯塚市では、医療的ケア児の数、登録者について、教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

当課で把握しております医療的ケア児については10名でございます。そのうち18歳以下が9名、18歳以上は1名となっております。医療的ケア児等で在宅レスパイト事業の登録者は4名となっております。

○金子委員

今、お聞きすると、医療的ケア児について、把握されているのが10名で、この事業の登録

者は4名だということですが、周知についてはどのように行われましたでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

ホームページによる掲示と、それから、障がい者ガイドブックとか冊子をいろいろ配っておりますので、その中に記載して周知を行っております。

○金子委員

医療的ケア児をお持ちの保護者はとても情報を取るのが難しいのではないかと思います。市民の方には、飯塚病院に入院したり、あるいは、こども病院に入院したり、入退院を繰り返して、ホームページをゆっくり見る時間というのはないのではないかとこのように私は考えております。実際に、人数を聞きますと、大変、人数は少ないということなので、ぜひ、しっかりその情報が届くように、直接届くような広報の仕方をお願いいたします。

以上です。

○委員長

同じく、111ページ、社会福祉費、障がい者福祉費、障がい者日常生活用具給付費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

では同じく、111ページ続けます。障がい者日常生活用具給付費3915万3983円について、お尋ねいたします。

障がいのある人、また難病の方は、日常生活を容易にするための用具が必要です。日常生活用具給付費の給付実績について、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

令和5年度の日常生活等の給付実績は、介護・訓練用具が9件、自立生活支援用具が16件、在宅療養等支援用具が20件、情報・意思疎通支援用具が26件、住宅改修が1件、排せつ管理支援用具は3840件、合計3904件、金額としまして3915万3983円となっております。

○金子委員

では、日常生活用具給付費の対象者について、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

飯塚市障がい者地域生活支援事業実施要綱に定める対象者のうち、飯塚市日常生活用具等給付実施基準において定める在宅の方と規定されております。

○金子委員

では、この給付を受ける条件について、お聞かせください。

○社会・障がい者福祉課長

日常生活等用具の給付は実施基準に定める対象者、障がい種別及び程度、用具の性能、用具の基準額、耐用年数に基づき給付決定を行います。

また、利用者の負担額につきましては、市町村民税課税世帯については、基準額、または購入等経費の合計額のいずれか低い額の10分の1となっており、市町村民税非課税世帯及び生活保護の世帯の負担はありません。

○金子委員

特に、聴覚に障がいのある方について、お尋ねいたします。聴覚に障がいのある方が給付できる屋内信号装置の給付の条件はどのようなものでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

聴覚障がい2級以上の方で、聴覚障がい者のみの世帯が対象となっております。障がい児及び難病患者の方は対象外となっております。用具の性能は、音、音声等を視覚、触覚等により知覚できる物、サウンドマスターや聴覚障がい者用目覚時計、それから屋内信号灯のものとなります。

○金子委員

これも不便なものだというのが私の実感です。というのは、聴覚障がいのある方が聴覚障がいのない方と家族である場合、音、音声等を視覚、触覚により知覚できるものは給付対象外になるという理解でよろしいでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

現在の基準はこのようになっておりますけども、検討はしていきたいと考えております。

○金子委員

実際、給付を受けられていない方、聴覚障がいのある方の家族が外出されている場合、聴覚障がいの方は音声を取り取れないということになるんです。そうすると、ほかの人が来ても分からないという状況になります。ぜひ、聴覚障がいのある方の給付条件を家族がいる、いないという条件を検討していただきたいと思っています。

また、ほかの業務に関しても、それぞれ条件に問題がないかも再度確認をお願いいたします。

また、日常生活用具については、障がい者ガイドブックを見ても漢字ばかりでとてもイメージが付きにくいです。ほかの自治体を比べてみますと、ガイドブックには写真が掲載されており、また、それがホームページでも確認できるようになっております。ぜひ、飯塚市でも生活用具がイメージしやすいものになるよう要望いたします。

以上です。

○委員長

暫時休憩をいたします。

休 憩 10:55

再 開 11:05

委員会を再開いたします。次の、川上委員の質疑につきましては、取下げの申出がっております。

それでは、113ページ、社会福祉費、児童福祉総務費、保育士確保対策事業費について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから、児童福祉総務費の保育士確保対策事業費について、何点かご質問させていただきます。

この修学資金貸付と生活資金貸付の事業がありますけども、簡単でいいですので、事業の概要について、少し説明していただければでしょうか。

○保育課長

保育士修学資金貸付金事業につきましては、市内に住所を有する者、または、その子のうち、県内の保育士養成施設に修学する学生で、市内の私立保育所等に常勤保育士として従事しようとする者に、修学援助する資金として月額5万円、福岡県保育士修学資金を利用する者につきましては2万円を貸し付けるものでございます。

保育士生活資金貸付金事業につきましては、市内に住所を有し、保育士養成施設を卒業後2年以内に、市内私立保育所等に常勤保育士として新規採用された者に生活を援助するため、勤務開始年度、月額2万円、その翌年度、月額1万5千円、翌々年度、月額1万円の資金を貸し付けるものでございます。

○田中武春委員

それでは、この制度の近年の現状について、どのようになっておるでしょうか、お示してください。

○保育課長

近年の現状といたしまして、過去5年間に修学資金貸付金を受けた方は25名、生活資金貸付金を受けた方は36名でございます。

○田中武春委員

この事業の成果について、担当課としてどのようにお考えでしょうか。

○保育課長

この貸付事業を利用されたことにより、市内の私立保育施設への就職者が増加しているものと思われるため、一定の成果があったものと考えております。

○田中武春委員

貸付けを受けている方は一定数いますけども、修学資金貸付金を受けている方は、少し減少しているような現状だと思いますけども、今後の課題について、どのようにお考えでしょうか。

○保育課長

県内の指定保育士養成施設に学生さんの状況をお尋ねしたところ、保育士を希望する学生が減ってきていて、さらに卒業後に保育所等に就職する学生も減ってきているというお話を聞いております。

今後の課題といたしましては、保育士の魅力を発信できるように検討していくこと。さらに、制度の周知に努めていくことで、市内の私立保育施設への保育士確保につながるものと考えております。

○田中武春委員

保育士の仕事は、乳児から小学校入学前の子どもたちを預かり、生活全般のお世話をしながら、基本的な生活習慣を身につけさせることでございます。子どもの成長にとって、重要な役割を担っている仕事でございます。今後とも、この保育士確保に向けた取組を、ぜひ強化していただくよう要望しまして、この質問を終わります。

○委員長

それでは同じく、児童福祉費、児童福祉総務費、保育所等業務効率化推進事業費補助金について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

保育所等業務効率化推進事業費補助金について、質問いたします。この事業費、決算額157万円について、ご説明をお願いします。

○保育課長

保育の周辺業務や補助業務に係るICT等を活用した業務システムの導入を支援することにより、保育士の業務負担を軽減し、離職防止を図ることで、保育士確保につなげていくことを目的としている事業でございます。

○石川委員

どのようなシステムを導入されましたでしょうか。

○保育課長

導入するシステムにつきましては、各施設様々でございますが、基本的なシステムの機能として、保育に関する計画・記録、保護者との連絡、子どもの登降園管理などの機能を備えているシステムを導入する費用を補助することといたしております。

○石川委員

システムを導入した施設は、何施設ありますでしょうか。

○保育課長

いずれかの機能を有したシステムを導入している施設につきましては、保育所等業務効率化推進事業費の活用の有無にかかわらず、認可保育施設全35施設中31施設となっております。

○石川委員

システムを導入していない施設については、どのように対応されているのでしょうか。

○保育課長

登降園管理を紙ベースで行ったり、保護者への連絡は電話やメール機能を使って行っている

というふうに聞いております。

○石川委員

システムを導入していない施設について、していない理由はこういった理由でされていないか、お尋ねします。

○保育課長

システムを導入していない施設に理由をお尋ねしたところ、他市町の事故の状況から、システムを導入してもシステムを使う側がしっかりしていないと事故は起こる。システムに頼らず、保育士自身が保育に対してしっかりと向き合うことで対応しているとのことでした。保護者への連絡につきましては、LINEやメール機能で一斉連絡できるような状況でもあるため、保育士の負担となっていないということでした。

○石川委員

このシステムを導入されたことで、どのような効果があったのでしょうか。

○保育課長

全児童の登降園状況がタブレット等の使用により、各保育室で確認が可能となり、また、保護者への一斉連絡が簡単にできるようになったことなど、保育士の業務負担が軽減されており、保育士の本来の業務に専念できるようになったというふうに考えております。

○委員長

次に、114ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、未来の地域人財応援事業について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

児童福祉費、児童福祉総務費、未来の地域人財応援事業1億3千万円について、質問いたします。本事業の概要と実績について、お尋ねをいたします。

○こども家庭課長

本事業は、本市の未来を担う人材である子どもたちを養育している世帯の経済的負担の軽減と、定住化を促進することを目的として、応援金を支給している事業でございます。

支給の内容につきましては、第三子以降の出生時に10万円、小学校及び中学校入学時にそれぞれ5万円を支給しております。

支給の実績につきましては、第三子以降の出生が153件、小学校入学が1084件、中学校入学が1208件、計2445件に支給しており、支給額は1億2990万円となっております。

○藤堂委員

決算額が1億円を超える事業となっておりますが、この事業にどのような政策的意義を考えて実施に至ったのか、その経緯について、お尋ねをいたします。

○こども家庭課長

全国的に少子高齢化が進み、出生数が減少し合計特殊出生率の低下に歯止めがきかない状況にあります。また、東京などの大都市圏や福岡都市圏への若者の流出も進んでいる中、子育て支援を拡充することで、子育て世帯の定住を促進する必要があります。

以上のような状況に対応するため、出生数の増加と多子世帯を応援し、第三子以降の出生を促進するとともに、定住化促進のため、ライフステージの中でも経済的な負担が一時的に増加する小学校、中学校の入学時に合わせて応援金を支給することで、継続的な支援を行うことが有効であると判断し、本事業を実施するに至ったものでございます。

○藤堂委員

当時の経緯は把握いたしました。ありがとうございます。直近の当事者として、私も給付自体は非常にありがたいと思っております。

事業目的は、経済的負担の軽減と定住化を促進するということですが、お金に色はござい

せんので、私としては現金給付よりも現物支給のほうが望ましいと考えております。

現在、当事業も2年目に入って、事務事業評価などで事業についての効果検証も行われていると思いますが、今後のこの事業の方向性について、どのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○こども家庭課長

本事業につきましては、事務事業評価を通して効果検証を実施していますが、国が実施している少子化対策の中で児童手当が拡充されております。内容としましては、令和6年10月分からの拡充が予定されており、1つ目が、支給期間を高校生年代まで延長すること。2つ目が、所得制限が撤廃されること。3つ目が、第三子以降の児童に係る支給額を月額3万円に増額すること。4つ目が、支払い月を年6回に細分化されること。5つ目が、多子加算のカウント方法を22歳年度末までに拡充と、大幅な見直しがなされております。それを受けまして、本事業についても多子世帯支援となる第三子以降の出生に関する応援金についての見直しが必要ではないかと考えております。

○藤堂委員

来月から児童手当の拡充など、国からの現金支給が広がるということですので、第三子以降の応援金というのは、政策的意義が小さくなってくるんじゃないかと思っておりますので、見直しの時期かと思っております。

また、小学校、中学校入学時の応援金についても、ほかの子育て支援策に替えるなどしていく必要があると私は思っておりますので、現金支給から現物支給への切替へと、思い切って廃止というところで意見・要望させていただきます。

局所的な現金給付というものは、パンデミックや生活困窮者などに対して、政策の意味はあるかと感じておりますが、慢性的な現金給付は、何か人間、麻痺していくと思っておりますので、そういう側面があるかと思っています。担当課としては、ここにいらっしゃらないですけど、敬老祝品に関しても考えていただければと、すみません、思っております。

さらっと終わろうかと思ったんですけど、やっぱり一度始めるとですね、こういうのはやめにくいのかなと思います、勇気がいることかなと。僕もその世代の当事者として、こういうことをやめると言うと、大体、骨折するようなパンチを食らって、痛い思いをするんですけど、勇気を持って僕はやめていいのかなと思っております。これは痛み分けじゃないですけど、僕も骨折するんで、よかったら皆さんも一緒に骨折していただいて、この事業の在り方を検討していただければと思います。

以上です。

○委員長

次の、川上委員の質疑については、取り下げる申出がっております。

114ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、ヤングケアラー支援事業について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

このヤングケアラーにつきましては、各一般質問でも行ったことがあります。近年、テレビ等で報道もよく目にすることが多くなってきております。本年も、こども家庭庁が、6月12日に施行された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律で、ヤングケアラーということで明記されております。

そこでちょっと質問させていただきますが、ヤングケアラー支援事業については、対象者を把握することが大変重要であるというふうに思います。その周知方法や対象者の把握方法について、お聞かせください。

○こども家庭課長

本事業の周知につきましては、飯塚市内全小中学校及び嘉飯桂地区の高校への訪問や、ポス

ター、リーフレット、カードの配布を行っております。また、各地区の自治会長会や主任児童員会議などに出向いて、ヤングケアラーの周知を行っております。ちなみに、令和6年度につきましては、スクールソーシャルワーカー定例会や市内の放課後等デイサービスの事業所38か所を対象として周知啓発活動を実施中となっております。

対象者の把握につきましては、先ほど述べました訪問の際に気になるお子さんはいないかなどの聞き取りを行ったり、後日、連絡等を入れるなど、連携を図ったりしながら、対象者の把握や相談の実施体制の構築に努めているところでございます。

○奥山委員

次に、決算成果説明書60ページになりますが、事業概要を見ますと、市が把握したヤングケアラーの人数が12人、ヘルパー事業の利用者数が3人となっております。本市の状況から想像すると、少し少ないような気がしますが、この状況について、ご説明をお願いいたします。

○こども家庭課長

本事業におけます対象者の把握につきましては、先ほど答弁させていただきましたが、関係機関等から情報を得た後、相談員が調査を行った件数が9世帯12人となっております。相談員等による調査の結果、ヤングケアラーとして認定した件数が4世帯4名、ヘルパー事業の利用件数が3世帯となっております。支援を行うためには、対象家庭と面談し、支援を受けることを了承していただいた上で、支援プランを作成し、相談やヘルパー事業の利用を行っていくこととなります。

したがって、家庭状況によっては相談や見守りの継続となり、ヘルパー事業を利用しないこともございます。ヤングケアラーの支援につきましては、対象となる家庭との信頼関係の下で支援プランを作成する必要がある、丁寧な対応をしていく必要があると考えております。

○奥山委員

そうですね、寄り添っていただいて、丁寧に対応していただければと思います。

次に、本事業の成果について、お伺いいたします。

○こども家庭課長

本事業の成果といたしましては、ヤングケアラーとして認定した4世帯4名のうち、2件につきまして自立が認められ、支援を終結することができております。1件につきましては、ヘルパー事業の利用を通じて生活環境が改善し、自立につなげることができております。もう1件につきましては、ヘルパー事業の利用はありませんでしたが、定期的に訪問し、悩みを傾聴するなどの支援により自立につなげることができております。残りの2件につきましては、現在も継続的な支援を行っているところでございます。

また、本事業における周知活動により、ヤングケアラーについての関心を高め、周りの大人をはじめ、子ども自身が気づくためのきっかけづくりができているものと認識しております。

他市に先駆けてヤングケアラー相談員を配置して活動を行っており、一定の成果が出ているものと認識しておりますが、今後も継続して周知啓発活動を行いまして、対象者の把握に努め、ヤングケアラーの相談支援及びヘルパー事業による生活環境改善に向けた支援の拡充を図ってまいりたいと考えております。

○奥山委員

今、さらさらと言われましたけれども、過去にもお話ししましたが、やはり早くですね、ヤングケアラー、通常、きょうだい児の世話をみるとか、ご両親の世話をみる、同居してあれば祖父母の方の世話をされるという方々が多いんだというふうに思います。当然、家族ですから、それを拒絶することは、なかなか難しいだろうと。きょうだいも複数人おれば、「何ちゃん、誰ちゃんを見ておいてね」というのが一つのヤングケアラーにつながっていくんだろうというふうに思います。

小学校、中学校では、学校に影響がすぐ出てきますけれども、小中高卒業した後も継続して

いくことになるんです。そこでしっかり支援をやっていただければと思います。

私事であれですけども、私の友達の子どもさんが、女性なんですけども、ちょうど適齢、適齢というのはおかしいですけども、結婚をしていきたいという年齢になったけれども、お母さんを介護するために自分を犠牲にして、家庭に残ろうとしたのが、お父さんに分かったので、出ていっていいよということで、そのお子さんは出られましたけれども、そういうふうに家族で理解があれば、自立していくんだらうというふうに思いますが、その周りに早く気づけばと思いますので、しっかり、漏れの無いよう対応いただくよう、よろしく願いいたします。

以上で、終わります。

○委員長

同じく114ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、ヤングケアラー世帯日常生活支援事業委託料について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

続けて質問させてください。このヤングケアラーの支援については、様々な家庭に対して対応していかなくてはならないというのが事実だと思います。

それで、様々な方が連携されていると思いますけど、こども家庭課職員、また、委託されている事業者、ヘルパー職員等どのように連携されているのか、お聞かせください。

○こども家庭課長

ヤングケアラーの支援につきましては、対象となる家庭の状況を把握することから始まり、家族のご了承の下、自立に向けた支援プランを作成した上で、家事支援を行うヘルパー派遣が必要かを判断し、支援を行いますので、支援自体を受入れていただくためにも、プランの作成につきましては、対象となる家庭との信頼関係や支援者同士の連携が大変重要であると認識しております。

支援の状況につきましては、ヤングケアラー相談員が中心となり、ヘルパー職員と連携しながら状況を把握し、進捗管理を行いながら支援を行っているところでございます。

○金子委員

家族の了承の下に、自立に向けた支援プランを作成するということですが、この支援プランというのは何か、教えてください。

○こども家庭課長

支援プランは何かという質問ですけども、支援で終結に持っていくための計画書でございます。

○金子委員

言葉で言えばそのとおりなんですけど、どんな内容かとか、国から定められたものがあるかとか、どういった内容があるかという内容について、お聞かせください。

○こども家庭課長

ヤングケアラーの発見、認定するために、アセスメントシートというのを作っておりますけども、その中で、例えば気になることとしまして、まず、健康に生きる権利が守られているか。もしくは、教育を受ける権利が守られているか。もしくは、子どもらしく過ごせる権利があるのか。児童の家庭構成とか、サポートが必要な家族の有無の状況とか、子どもが行っている家族等へのサポートの内容、そういったものを一つ一つチェックしながら、この方がヤングケアラーだというふうに認定しているところでございます。

○金子委員

アセスメントシートについての内容かと思いますが、それを基に支援プランが行われるということですか、もう一度、それを基にどういった、長期的とか中期的とかそういうのがあると思うんですけど、そういうことが書かれているのか、もう少し詳しく教えていただいていますか。

○こども家庭課長

失礼しました。先ほどのアセスメントシートに基づいて、どういった支援が必要なのかというところを判断しながら行っているというところでございます。

○金子委員

アセスメントシートを基に、長期的にも支援プランを立てるということによろしいですか。

○こども家庭課長

そのとおりでございます。

○金子委員

そして、その支援プランを基に、これも家族が了承されているということなんですけども、先ほど対象となる家庭、この支援プランと一緒に作成をしたその家庭と、信頼関係をつくりというふうに言われましたよね。そしてさらには、支援者同士の連携が大変重要だともおっしゃいました。この支援者同士の連携というのは、どのように、令和5年は行ったのか、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

支援者同士での連携は取っていないというか、支援者同士はないと思うんですけども、ヘルパーが相談員と家庭に出向き、ご家族と相談しながら連携していると。いわゆる、どういった形が必要なのかというところを話し合いながら、例えばうちのほうの支援員のほうが、こういった事業がございますので、こういった事業で進めていったらどうか。また、例えば介護の部分がありましたら、介護保険の部分もございますので、それは介護保険との話合いの中で、当然ながら介護保険のほうの支援プランもございますので、介護保険の支援プランに妨げないうちのほうの支援を進めていくといったところの話合いを、家族と行いながら実施しているというところでございます。

○金子委員

すみません。もう少しシンプルに、誰が、どのように、どこで、何を連携してやっているというふうに、誰が、いつ、どこで、やっているというふうにお答えいただいてもいいですか。

○こども家庭課長

ヤングケアラー相談員が中心となって、ご家族と支援方法を協議し、それを基にヘルパー事業につなげまして支援を行っていき、ヘルパー事業者は定期的に、もちろん家族と話合いながら、うちのヤングケアラー支援員と連携を取って進めていっております。

○金子委員

この支援者というのは、ヘルパー派遣の方も含まれているのでしょうか。

○こども家庭課長

含まれております。

○金子委員

その支援者、ヘルパー派遣の方と、その支援プランの共有の仕方について、教えてください。

○こども家庭課長

ヘルパーの中身もございますけども、あくまでも生活支援でございますので、生活支援を行った中で、気にかかることがあるときなどは、うちのほうに、当然ながら生活支援に入ったところに、毎回報告はいただくんですけども、その中でも気になることがあったら、うちのほうに報告がある。そしたら、ヤングケアラー相談員と、また中心となってお話をしていると。どういった方法がいいかといったところの方法を検討しているという流れでございます。

○金子委員

すみません、私が聞きたいのは、支援プランとヘルパー事業所の関係です。そこをはっきり教えてください。

○こども家庭課長

支援プランのほうにつきましては、ヘルパー事業者さんには共有はしておりませんので、どういった支援方法というのは、うちのほうからこの部分を行ってくださいという形で委託をしているところでございます。

○金子委員

支援プランというのは、多くの支援をするためのプランで、そのためにヘルパーさんも来ているわけで、やはりそこは共有すべきだと思います。令和5年よりもこの令和6年に関しては、支援プランからサポートプランに変わり、多くの方の関係者との連携が必要だというふうに、こども家庭センターのガイドラインにも書かれておりました。これは令和5年なんですけども、やはり支援プランをどのように共有するかというのをしっかり共有していただきたいというふうに、これは要望でとどめておきますが、よろしく願いいたします。

では、一般的にこのヤングケアラーというのは、18歳未満の子どもを対象にしています。成人後にはどのような形で支援をしているのか、お聞かせください。

○こども家庭課長

本事業におきまして対象としているヤングケアラーは、議員の言われるとおり18歳未満の子どもを対象としており、成人した後は家事支援のヘルパー派遣の対象外となっております。

しかしながら、家庭が抱える問題が経済的なものでありましたら生活支援課、介護や障がいなど介助サービスが必要なものであれば、介護サービスや障がい支援サービスに引き継ぐ形で支援を継続することとなります。

いずれにしましても、そのようなケースは自立に向けた支援プランの段階で連携を行っておりますので、切れ目ない支援が行われている体制で臨んでいると考えております。

○金子委員

その支援プランの中で引き継ぐということですが、できればせっきく関係がつくれるのであれば、18歳でも少し継続、20歳とかその辺まで継続できるような体制ができれば思っております。

以上で、この質問は終わります。

○委員長

続きまして115ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、支援対象児童等見守り強化事業費補助金について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

この質問に入る前に、虐待の状況、支援の状況の詳細が分かるものという資料を通告しておりましたので、その説明を、まず、お願いいたします。

○こども家庭課長

資料を提出させていただいておりますが、こちらは虐待等の相談、もしくは通告があったときの際のこども家庭センターの動き、流れ、そういったものをまとめたものでございます。

まず、関係者本人、もしくは一般市民と関係機関等から相談、もしくは通報等がありましたら、こども家庭センターの中では、家庭状況を把握すること。そして次に、虐待通告受理票の作成、もしくはアセスメントシートの作成。そのあと、緊急受理会議を行いまして対応方針を決定いたします。その後、対応しながら定例受理会議のほうに諮り、また、支援プランの素案の作成、そして、支援員会議を行いながら支援プランを決定し、支援を行っているサービスにつなげている、そういった流れを記載したものでございます。

○金子委員

こども家庭センターでの相談があったときの支援プランや、その共有の仕方が分かりました。

では、支援対象児童等見守り強化事業の対象者や事業の実績について、どのような推移となっているのか、お聞かせください。

○こども家庭課長

本事業は、支援が必要な児童を持つご家庭や特定妊婦、地域社会から孤立しがちな子育て家庭、また、子育てに不安を持つ家庭等の子どもを対象として、見守りを行う事業となっております。

訪問回数の実績の推移につきましては、令和4年度は180回、令和5年度は710回と大きく増加しております。

○金子委員

この訪問回数については、延べ回数の実績をお答えいただきましたが、対象者となる実際の世帯の推移について、お聞かせください。

○こども家庭課長

対象となる世帯の実数につきましては、令和4年度は22世帯、令和5年度は38世帯となっております、実数につきましても増加しております。

○金子委員

この本事業における事業費、また、その内訳については、どのようになっているのか、お聞かせください。

○こども家庭課長

本事業における事業費につきましては、支援対象児童等見守り強化事業補助金45万7579円と、支援対象見守り強化事業委託料238万9499円の合計284万7078円となっております。

補助金につきましては主任児童員が見守り家庭を訪問する際に、一家庭当たり月に2千円を限度として飲食物や日用品等を提供するための補助金として支出しているものでございます。

委託料につきましては、委託事業者の人件費や交通費等と、先ほど申し上げました飲食物や日用品等の経費を含んだものとなっております。

○金子委員

本事業の成果について、お聞かせください。

○こども家庭課長

令和5年度児童虐待に関する状況の報告書で報告しましたとおり、児童虐待相談を含む家庭児童相談件数の実数の推移につきましては、令和4年度は4553件、令和5年度は5017件と増加しており、市のこども家庭センターの職員だけで支援を行うには限界がございます。

そのような中、本事業において主任児童委員や委託事業者が見守りをアウトリーチ型で行い、虐待防止や家庭の養育力向上に向けた取組を行うことは、今後も重要性を増していくものと認識しております。

また、市職員による支援を拒まれるご家庭に対しても、本事業のように主任児童委員や委託事業者が訪問するほうが、周囲の目も気になりませんし、飲食物や日用品等を提供する仕組みの導入も支援に対する拒否感を和らげることに繋がっており、必要な見守りが実施できているものと認識しております。

○金子委員

言われることは、この事業は令和3年の途中から始まったと思いますけども、主任児童員の方、また、委託事業者の方が訪問することによって、市職員では支援を拒まれる家庭に対しても、広がりを見せているということだと思います。ということは、市だけでは対応できない。多くの力、市民の方とか、主任児童員や委託事業の方とかを含めたところでやっていかなければ、やっていきにくい事業だという認識でよろしいでしょうか。

○こども家庭課長

そのとおりでございます。

○金子委員

では、担当課として、もう少し踏み込んで聞きますけども、先ほど実人数で38世帯、確かに令和4年は22世帯から38世帯に増えました。また、訪問回数も、令和4年は180回、それが令和5年は710回と大変大きくなっている。

しかし、これは実際の飯塚市という規模に対してどうでしょうか。これで、十分だとお考えですか。

○こども家庭課長

十分とは考えておりません。

○金子委員

では、どうしたら、この事業が充実していくというふうにお考えですか。

○こども家庭課長

あくまで、これはいろいろな事業の中の一つでございます。ほかの事業もございますので、その他の事業等を選択しながら進めていきたいというふうにご考えております。

○金子委員

この事業に対して質問しているんです。ほかの事業ではなく、この事業をどう活用して、支援が必要な子たち・家庭を守っていくかという話をしています。この事業は国の事業でありまして、もっと大きな事業だと思うんです。そもそもが、子ども食堂や子どもの宅食等を行う民間団体と連携して食事の提供や学習支援等を通じた、子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。見守り体制の強化を支援するという事なんです。

確かに、見守りは令和4年よりは強化されました。でも、この事業の一部しか私は使っていないと思うんです。もっとできることはたくさんある。ここが、もう少し広げていただけたらいいなと思うところではあります。もう一度、事業を見直していただきたいんですけど、先ほど提供していただきました資料を見ましたら、説明はされませんでした。相談があったときに、こども家庭センター、つまり市役所ですよ、その反対の右側には支援サービス事業者、また、相談員等という方がいらっしゃいます。つまり、飯塚市以外の市民の人たち、支援サービス事業者、この相談員等と支援をやっていくということじゃないでしょうか。飯塚市にはまちづくり推進条例があります。その中では、市民と連携して協働して対等にやっていく、まさにこの図のとおりです。先ほど、支援プランはヘルパー事業者には公開しないというようなお話もありましたが、そこは情報の共有が確かに必要ではないのかというふうにご考えますが、いかがでしょうか。

○こども家庭課長

プランの中には、センシティブな情報が含まれておまして、全てを開示するのは難しいと考えております。支援を行う内容につきましては、当然ながらコミュニケーションを取りながら行っているところでございます。

○金子委員

全てを見せろというわけではなく、十分に連携を取りながら、実際に、ヘルパーに入った方たちは、しっかりと責任を持ってやっていただけたらと思います。そのように、仕様書にも書かれているんじゃないかと思えますから、ぜひ、連携の仕方を丁寧にやっていただきたい。そのことが、支援をする子どもたち、あるいは、その家庭に届く支援につながると思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長

次に、114ページ、115ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、子どもの居場所づくり支援事業費補助金について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

子どもの居場所づくり支援事業費について、質問いたします。資料を出していただいていますので、そちらの説明をお願いします。

○こども家庭課長

64ページから資料を提出させていただいておりますけども、児童虐待防止関連事業の内容が分かるものとして、今回の部分につきましては64ページでございます。子どもの居場所づくり支援事業費ということで、1番に目的を記載させていただいております。2番目に事業費、この決算額の内訳を記載させていただいております。3番目のほうに実績としまして、令和4年度と令和5年度の補助金交付の団体数、金額、また、運営費補助金の団体数、金額、子ども食堂の利用の延べ利用児童数と支援につなげた児童数を記載させていただいております。また、3番目に、②として子どもの居場所づくり業務委託を行っている分の事業者の活動内容を記載させていただいたものでございます。

○石川委員

事業の内訳と決算金額をご説明ください。

○こども家庭課長

ただいま資料を出しましたので、そちらの資料で説明させていただきます。子どもの居場所づくり支援事業につきましては、子どもの居場所づくりとして、子ども食堂に併せまして学習支援を行おうとする団体に対しまして、2つの事業を実施しております。1つ目が、子どもの居場所を開設したり拡充したりするための経費及び運営に関する経費の補助でございます。まず、開設・拡充補助金につきましては4団体で26万5千円、運営費補助金は4団体で69万円、計95万5千円となっております。2つ目は、子どもの居場所の立ち上げや運営のための情報提供、助言、相談等の支援を行う子どもの居場所づくり業務委託事業でございますが、委託料99万円となっております。

○石川委員

本事業の実施状況について、お聞かせください。

○こども家庭課長

1つ目は、開設や拡充に関する経費につきましては一団体当たり20万円、運営につきましては一回当たり1万円、ただし、24万円を上限として補助いたしております。令和5年度に、この補助金を利用して実施した子ども食堂は、先ほど答弁いたしましたとおり4団体ございまして、1つ目の団体は各月1回で7回開催し106人の参加がっております。2つ目の団体は週1回の開催で50回、455人の参加がっております。3つ目の団体は月2回開催の24回、605人の参加、4つ目の団体は、月1から2回の開催で14回、233人の参加がございまして、4団体合計95回の開催があり、延べ1399人の子どもの利用がっております。

2つ目は、コーディネーターの配置でございます。こちらにつきましては、福岡市等で実績のある事業者へ委託し、子どもの居場所づくりを推進する取組を実施しております。この事業につきましては、既存の団体の運営、相談支援や審議に携わる団体の相談支援、全国的な事例や好事例な団体を招聘しての研修講習会の開催を行っていただきました。

○石川委員

こちらのコーディネーターは、運営のための情報提供や助言、相談等の支援は行わないのでしょうか。

○こども家庭課長

資料に記載しているとおりに行っております。

○石川委員

子どもの居場所の立ち上げや運営のための情報提供や助言、相談等の支援も行っているコーディネーターということでよろしいですか。はい、ありがとうございます。

このコーディネーター委託の講習会ですとか、その詳細をご説明ください。

○こども家庭課長

資料の右下、一番下、②のところでございます。ネットワークの構築を行ったものが3団体、物資の提供支援を行ったもの13回、情報提供したものが15回、研修講習会につきましては、8月、12月、令和6年の2月の年3回開催がっております。この研修講習会につきましては、8月の参加者は11名、12月の参加者は9名、令和6年2月の開催では42名の参加がっております。

○石川委員

この事業の効果は、いかがでしょうか。

○こども家庭課長

先ほどの答弁にありました1399人の子どもたちの利用がございまして、これらの子どもたちの居場所づくり、また、食支援につながったものと考えております。

また、団体の皆様には、子ども食堂に来られた子どもたちの様子を見てもらいながら、気になることがあった場合に、市につなげていただくようお願いしているところでございまして、令和5年度では9件の情報があり、相談、訪問の上、他の事業や他機関などにつなげております。

○石川委員

今後の見通しや課題について、お尋ねします。

○こども家庭課長

予算特別委員会においても、本事業につきましては、令和4年度から実施している事業となっており、令和6年度で3年目となることから、これまでの事業の成果検証を行い、今後の方向性について、検討することとしているとの答弁をいたしております。

その際の課題としましては、市内12地区に子どもの居場所が開設されることを目標として実施してきましたが、その規模までの広がりを見せていないことや、実施団体が市の補助金に依存した運営から、自主財源による運営に移行することが難しい状況にあることが課題と認識していることも答弁させていただいたところでございます。

現在、子ども食堂がなされていない地区での子ども食堂の開催支援や、食材の安定的な確保、安全・安心な食支援ができるようになるため、いつでも必要なときに食材等を調達し、団体に配付できる仕組みづくりの構築に向け、コーディネーターと協議しており、団体が自主財源により安定的に子ども食堂の運営ができる方策に向け取り組んでいるところでございます。

○石川委員

実施団体が市の補助金に依存した運営から、自主財源による運営に移行することが難しい状況にあるとご答弁いただきましたけども、この事業は家庭や学校に加えての居場所づくりではないのでしょうか。団体を育てる事業なののでしょうか。子どもたちが地域の中で、かつてあった子ども会などの居場所が少なくなったので、家庭や学校プラスアルファの居場所づくりとして、展開されている事業だと思えます。3年間の実績として、1399人の子どもたちの居場所になった。これは3年間の実績で、令和4年度は421人だったのが、令和5年度で1399人の子どもたちの居場所になったと思えます。子どもたちの居場所が、4年目からなくなるようなことがないように、継続していただきたいと思えます。こちら要望にして、質問を終わります。

以上です。

○委員長

暫時休憩をいたします。

休 憩 12:00

再 開 13:00

委員会を再開いたします。116ページ、児童福祉費、児童措置費、子どもの安心・安全対

策支援事業費補助金について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

昨年、一般質問でも同様の質問させていただきましたが、今回は安全装置の取付状況について、伺います。これは2023年4月1日から義務化された安全装置です。なぜ、安全装置をつけなければいけなくなったのかというのを皆さんは御存じのとおりでございます。

そこで、幼稚園等が使用している送迎バスへの安全装置の設置状況について、お伺いいたします。

○保育課長

送迎バスを使用している保育施設につきましては、飯塚市内に11施設ございまして、全施設の送迎バスについて、安全装置が設置されております。

○奥山委員

先ほど、11施設ということでしたが、これは幼稚園の数も入っておりますでしょうか。

○保育課長

幼稚園の数も入っております。

○奥山委員

次に、安全装置とはどのようなものなのか、お尋ねいたします。

○保育課長

送迎バスでの児童の降ろし忘れを防止する装置で、降車確認式と自動検知式の2種類がございます。

降車確認式は、エンジンを切るとアラームが鳴り、最後尾のボタンを押すことでアラームが解除されます。5分程度解除しないと、車外に向けてアラームが鳴るようになっております。

自動検知式は人などの動きを感知してアラームが鳴るということでございます。

○奥山委員

では次に、この装置には2種類あるとのことですが、装置の設置状況について、お尋ねいたします。

○保育課長

降車時確認方式を設置している園が6園、自動検知式を設置している園が1園、両方の装置を設置している園が4園となっております。

○奥山委員

次に、先ほどアラームが鳴るということでしたが、どのぐらいの大きさのアラームが鳴るのか、お尋ねいたします。

○保育課長

アラームの大きさについてですが、かなり大きな音量で室内にいても聞こえるほどの大きな音が鳴ります。車の盗難防止装置が鳴るときの音量がイメージとして近いかと思えます。

○奥山委員

実際に、聞かれているということだと思えますが、設置状況について、どのように確認をされたか、伺います。

○保育課長

保育課の職員が各施設を訪問し、現地で確認をさせていただいております。

○奥山委員

今年もまだまだ、今日も暑いですがけれども、飯塚市から幼稚園等に対して、何か注意喚起をされたことがありますでしょうか。

○保育課長

7月に気温上昇のため、対象施設に安全装置の適切な使用方法の確認、安全装置が正常に作動するかの確認を依頼をいたしております。

○奥山委員

大事な飯塚市の子どもさんが、安全のために乗るスクールバス、マイクロバスでしょうから、しっかり押さえていただきたいと思います。

次にですけれども、決算額はゼロ円となっております。ICTを活用した見守り機器について導入を希望する施設がなかったということですが、どのようなことでしょうか。

○保育課長

事業の実施に当たり、各保育施設に機器の導入について、調査を行いました。どの施設も機器の導入は行わないということでした。

○奥山委員

必要ないということだったんですが、なぜ、機器の導入を行わなかったのか、確認されましたでしょうか。

○保育課長

現状、保育士が目視で子どもを見守るという体制で子どもの状況を把握できているので、特に機器は必要ないということでした。

○奥山委員

過去にニュース等になりましたけれども、担任の保育所の先生がチェックを忘れるということでこれを導入されるようになったんですけれども、見ているから大丈夫ですというのはそうなんですけれども、二重のチェックができるように、必要なものは入れていただければと思います。

次に、近隣の市町村で事業を実施している状況について、お伺いいたします。

○保育課長

この事業につきまして、直方市、田川市、嘉麻市、宮若市、桂川町に確認をいたしました。どちらも実施はしてありませんでした。

○奥山委員

どこもされていないということですが、昨今、子どもにまつわるいろいろな事件・事故等が頻繁に起こっているということで、未来を託す子どもを大人が守るしか方法はございませんので、しっかり、保育園だけではありませんけれども、守っていただければというふうに思います。

以上で、終わります。

○委員長

続きまして、同じく、116ページ、児童福祉、児童措置費、子どもの安心・安全対策支援事業費補助金について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

子どもの安心・安全対策支援事業費補助金、決算額17万4千円について、先ほど質問された委員と重複するかもしれませんが、ちょっと教えてください。

○保育課長

この子どもの安心・安全対策支援事業費補助金につきましては、送迎バスからの降車確認漏れによる事故を防ぐために、送迎バスに降車確認用の装置等を設置する費用を補助するものとなっております。

○石川委員

実施状況について、お尋ねします。

○保育課長

この事業の対象となる施設につきましては、私立認可保育所、認定こども園の幼保連携型及び保育所型が対象となる施設でございます。また、幼稚園型認定こども園、幼稚園及び届出保育施設は県が直接補助することとなっております。補助対象にかかわらず市内で送迎バスを運

行している施設は11施設で、幼保連携型認定こども園が1施設、幼稚園型認定こども園が4施設、幼稚園が5施設、届出保育施設が1施設でございます。全て安全対策の機器を設置いたしております。

飯塚市からの補助につきましては、幼保連携型のこども園1施設となっております。

○石川委員

全て安全対策の機器を設置されたということで、その成果について、お尋ねします。

○保育課長

降車確認装置の設置前から目視による降車確認については実施されておりましたが、確認方法をさらに強化するため、機器を設置したことにより、降車確認がよりしっかりと行うことができ、児童の安全・安心につながっているものと考えております。

○石川委員

目視による降車確認は実施されてあるということで、確認方法をさらに強化するための補助的な対策であると思います。命を預ける・預かる現場の安全対策を引き続きどうぞよろしくお願ひします。

以上です。

○委員長

次に、117ページ、児童福祉費、母子父子福祉費、ひとり親家庭等日常生活支援事業委託料について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

ひとり親家庭等日常生活支援事業について、質問させていただきます。本事業の金額の内訳について、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

令和5年度につきましては、公益社団法人飯塚市シルバー人材センターと一般社団法人家庭教育研究機構の2事業者に委託しておりました。令和5年度の委託単価につきましては、4月から9月までは1時間当たり1864円、10月から3月までは1時間当たり1920円で契約しております。

委託料の決算額66万5296円の内訳といたしましては、飯塚市シルバー人材センターで、4月から9月は154時間、28万7056円、10月から3月は、152時間で29万1840円、合計して57万8896円。家庭教育研究機構は、令和5年の10月からの契約でございますので、12月から3月で45時間、8万6400円で、2事業者の合計で66万5296円となっております。

利用者負担金の決算額2万7300円の内訳といたしましては、生活保護世帯、市民税非課税世帯は無料となっております。児童扶養手当支給水準の世帯につきましては、1時間当たり単価が150円で、128時間、1万9200円、課税世帯では、単価が300円となっており、27時間、8100円、合計2万7300円となっております。

○金子委員

これは、シルバー人材センターの4月から9月までと、10月から3月までの単価が違う理由は、どういった理由でしょうか。

○こども家庭課長

消費税インボイス制度が導入されたことによる経費ということでございます。

○金子委員

では、本事業の対象者や実績の推移について、お聞かせください。

○こども家庭課長

本事業は、ひとり親家庭等において、就職活動や家族の病気などにより一時的に家事・育児を行うことが困難な家庭に対しまして、家庭生活支援を行うヘルパーを派遣する事業となっております。

おります。

実績の推移につきましては、令和4年度が利用者数6人、利用時間数が延べ251時間、令和5年度が利用者数8人、利用時間数が延べ351時間となっております。

○金子委員

利用者数が令和4年が6人、令和5年が8人とかなり少ないと思いますが、利用時間数が251時間、351時間と、人数の割合に対して、かなり多いのではないかという印象を持ちます。

利用者は、私はまだまだ増える可能性のあるところだと思いますけども、周知啓発についてはどのようになさっているのか、お聞かせください。

○こども家庭課長

当該事業に限らず、支援事業の広報啓発につきましてはホームページや子育てガイドブック等での広報を行っております。特に、本事業につきましては児童扶養手当の現況届等、対象者と接する機会においてチラシ等による広報などを行っております。

○金子委員

ぜひ、広報をしっかりとやっていただくと、まだまだ困ったというか、必要な方がいるのではないかと思います。この事業の実施は、一時的に家事・育児を行うことが困難なひとり親家庭等ということになりますけど、実質考えてみると、例えば、病気になるというような急なことに対処しなければいけないとなったときに、そこから登録して、実際やるとなると、やはり、かなりハードルが高いのではないかと思います。なので、登録を事前にやっていただく、また、丁寧な説明が必要なのではないかなというふうに思います。

私も、この申請書を見せていただきましたけども、登録するだけでもいいかもしれませんけど、利用期間とかを書いてあったりするので、まずは登録してみませんかというような声かけが利用を増やすことになるのではないかと思います。ひとり親の家庭は本当に1人で頑張って声を出す時間さえないという方がいらっしゃるのではないかと思いますので、ぜひ、この事業がさらに充実するよう、要望しておきます。

以上です。

○委員長

次の、川上委員の質疑につきましては、取下げの申出がっております。

121ページ、児童福祉費、青少年対策費、産前・産後生活支援事業委託料について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

では、産前・産後生活支援事業、まずは、この事業の対象者、実績についての推移をお聞かせください。

○こども家庭課長

本事業は、妊産婦が体調不良等のため家事、または育児の支援を必要とする家庭に対し、ヘルパーを派遣する事業となっております。

実績の推移につきましては、令和4年度が利用者数17人、利用時間数が延べ185時間、令和5年度が利用者数72人、利用時間数が延べ700時間となっております。

○金子委員

令和4年が17人、令和5年が70人とかなり増えておりますけども、市はこのことについて、どのように評価されているのでしょうか。

○こども家庭課長

今回、令和4年度から令和5年度につきましては大幅に増えております。このことにつきましては、子育て支援センターからの口添え、もしくは紹介等があったこと、また、赤ちゃんすくすく元気訪問事業や、保健師による母子手帳交付時などで母子と接する場面において積極的

に周知広報活動を行ってきた結果だというふうに考えております。

○金子委員

子育て支援センターやすくすく事業、よく考えると個人的に丁寧にされた結果ではないかというふうに思います。やはり、一人一人対面でのお話が成果になったのではないかと思います。今後の見通しや課題について、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

本事業につきましては、妊産婦の体調不良等に対応し、安心して出産・子育てできる環境整備として、大変重要な事業でありますので、利用者の利便性向上を図るための登録や申請方法の簡素化、また、対応できる事業者を増やすことについて、検討していく必要があると認識しております。

一方で、本事業のような体調不良等以外にも、育児中の保護者のリフレッシュといった目的での利用ニーズもありますので、一時預かりやファミリーサポートセンター事業など他の支援メニューについての周知も図りながら、育児支援を推進していきたいと考えております。

○金子委員

この産前・産後生活支援事業、また、先ほど私が質問させていただきましたひとり親家庭等日常生活支援事業は、平成20年からやっている。私は、飯塚市の大変重要で先進的な事業だと、私自身も自負したい、紹介したい事業です。やはり、これは市が事業者と協働して連携して事業を行っていただきたいと思っています。どうぞ、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長

それでは、同じく、121ページ、児童福祉費、青少年対策費、休日等子育て支援事業委託料について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

続きまして、休日等子育て支援事業について、この対象者、実績の推移について、お聞かせください。

○こども家庭課長

本事業は、保護者が日曜、祝日等に仕事や冠婚葬祭等のため、家庭で見ることができない小学校1生から6年生の児童について、片島児童センターにおいて、一時預かりを行う事業となっております。実績の推移につきましては、令和4年度が登録者数3人、利用児童数が延べ25人、令和5年度が登録者数2人、利用児童数が延べ7人となっております。

○金子委員

これは、一時預かりが市内で1つしかないにもかかわらず、登録者数自体が3人から2名に減って、利用者数も7人となったという事業ですけれども、今後の見通しや課題について、お尋ねいたします。

○こども家庭課長

本事業につきましては、嘉飯圏域定住自立圏連携事業となっておりますが、嘉麻市、桂川町の利用実績については全くない状況が続いており、事業費負担についての課題が出てきております。また、本市の利用者につきましても、令和5年度の登録者が中学生となり、対象外となるため、登録者がいなくなること。利用児童者数の減少により受託事業者の採算が取れず、受託事業者が見つからない等の課題があり、令和6年度は事業を休止しているところです。

今後は、類似事業であるファミリーサポートセンター事業への移行などについて、検討を行う必要があると認識しております。

○金子委員

利用者も受託事業者もいなくなったので、令和6年の現在は、事業の休止中ということですが、児童クラブの利用を考えると、休日の利用もあるのではないかというのが私の思うと

ころではありますけども、実際、この児童センター等に協力を得て、休日等の利用をしたいかについて、アンケートを取ったことがありますか。

○こども家庭課長

まだ、取ったことはございません。

○金子委員

ぜひ、取っていただいて、また、新しい方策を考えていただければと思っています。

以上です。

○委員長

次の、川上委員の質疑につきましては、取下げの申出がっております。

先ほど、シルバー人材センターの補助金で保留しておりました川上委員の質疑について、執行部の答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:20

再 開 13:24

委員会を再開いたします。

○高齢者支援課長

先ほど、保留になっていた分のシルバー人材センター補助金880万円の根拠ということで、平成18年の3月に1市4町が合併した当時、従来の運営費補助金につきましては、国のほうから5年をかけて減額する国の激変緩和措置が取られておりました。平成18年度には2390万円あった補助金が平成23年度には880万円まで減額されることとなっておりますが、さらに、880万円から710万円まで減額されることが国から示されました。

当初、平成23年度については880万円まで下げるところを、さらなる710万円まで下げるといふことで、あとから、国から示されたわけなんですけど、さらなる減額につきましては、当然、シルバー人材センターの存続を危うくしかねないといふことの要望もありましたので、当時、決裁を取りまして、市としては国の基準は下がりますけど880万円を継続して今までずっと交付していることになっております。ですから、市としての算定根拠についてはない状態でございます。

○川上委員

今のお話を聞きますと、国の応援がこう、市の応援がこうだとするでしょう。国の応援がずっと減っていくわけでしょう。これに併せて市の応援も減らそうといふことになっておったのを、交渉して少し維持したというように聞こえたけど、この状態から、国が減らすんだったら、市が増やすとかいふこともあったかもしれないと思うんですよ。それ、もう少し聞きたいところがあるので、持ち時間があれば総括がどこかで、お尋ねしたいと思います。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないようですから、第3款、民生費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:26

再 開 13:27

委員会を再開します。

第4款、衛生費について、124ページから134ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております、128ページ、保健衛生費、健康づくり推進費、乳幼児育成指導事業講師謝礼金について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

乳幼児育成指導事業講師謝礼金715万円について、お尋ねいたします。

この本事業の対象者、実績について、お聞かせください。

○こども家庭課長

本事業は、乳幼児健診等で、言葉や運動面などの発達について、支援が必要と思われる子どもを対象として、発達に関する専門家に相談する機会を設けることで、お子さんの発達促進につなげていく事業となっております。相談を通じて、それぞれの子どもが持つ特性に合った支援の方法を、保護者、保育者、保健師等と共有し、子どもの成長を促しております。

実績につきましては、令和5年度は運動相談が36回、利用者数が延べ90人、言語相談が79回、利用者数が延べ203人となっております。また、言語と運動の両方を同時に受けられる相談につきましては、利用者数が延べ218人となっております。その他にも、臨床心理士による心理相談が25回、利用者数が延べ61人、小児科の医師による相談が12回、利用者数が延べ33人となっております。

○金子委員

様々な専門家の方が相談に入っているのがよく分かりました。

では、実際に保健師より発達に関する専門家の相談を促す連絡が入り、そのあと保護者が子どもの発達を心配して相談を希望したところ、相談までに一、二か月の期間がある、その期間がとても不安な状況があったという声を私は複数聞いております。

相談までの期間にどのような支援をしているのか、お聞かせください。

○こども家庭課長

発達に関する支援は、それぞれの子どもが持つ特性が大きく異なるため、非常に難しく、一般的な方法というのが見いだしにくいものとなっております。したがって、言葉や運動を促す方法は、そのお子さんの苦手さなどを一対一で、発達に関する専門家が見極めた上でアドバイスがなされております。

そのため、保健師においても、初回の相談で出された支援の方法を基本として、保護者、保育者と一緒に支援をしていきます。発達に関する専門家の相談までの期間は、保健師においては子どもの様子や保護者の気持ちなどを確認させていただく大切な期間となっており、保育園に通っている場合は、保護者の許可を得て様子を確認したり、保護者の心配にお応えするようしております。そうして得られた情報は、事前に発達に関する専門家と共有して、相談当日のアドバイスに生かせるよう準備をしております。そのような準備やスケジュール調整の関係で相談までにお時間をいただいている状況となっております。

ただ、実際には保護者の方に不安な思いをさせている現状があるということですので、相談をお待ちいただいている期間につきましても、保護者の心配、不安を解消できるように丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

○委員長

同じく、128ページ、保健衛生費、健康づくり推進費、乳幼児健康診査委託料について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

保健衛生費、健康づくり推進費、乳幼児健康診査委託料について、ご質問いたします。新生児に関する健診については、乳幼児健診など様々な機会を通じて、子どもの発達や健康状況について、確認し適切な対応に努めていることと思います。その中で幾つか検査があり、その中に新生児聴覚検査がございまして、本市として公費負担は行っていない状況だと思っております。

まずは、その概要について、お尋ねをいたします。

○こども家庭課長

まず、乳幼児健診についてでございますけれども、本事業は乳幼児の成長、発達状態を明らかにし、疾病や異常の早期発見、早期対応を行うために実施するとともに、育児不安の解消など、

保護者の支援も目的として実施している事業となっております。本市の乳幼児健診では、4か月児健診、8か月児健診、1歳6か月児健診、3歳児健診を実施しております。検査の内容につきましては、4か月児健診や8か月児健診では、問診、身体測定、内科健診、相談を実施しております。1歳6か月児健診では、先ほど申し上げた項目に歯科検診を加えて実施しております。3歳児健診では1歳6か月児健診の項目に、目の屈折検査を加えて実施しております。

また、新生児聴覚検査でございますけれども、聴覚障がいには早期に発見され適切な支援を行うことで、聴覚障がいによる音声言語発達等への影響が最小限に抑えられることから、新生児を対象として、聴覚検査を実施することが一般的となっております。

この新生児聴覚診査は産婦人科や助産院で個別に実施されており、本市においては新生児聴覚検査の助成等は実施されておられません。なお、多くの産婦人科で実施されておりますが、助産院など、検査機器がない場合には、検査が行われないようなケースがあると認識しております。また、検査に係る費用につきましては、5千円程度が一般的な金額であると認識しております。

○藤堂委員

新生児聴覚検査は一般的な検査であるとのことですので、妊産婦健診等と同じように、各自治体で公費が進んでいると思いますが、他市の状況と本市の状況について、お尋ねをいたします。

○こども家庭課長

新生児聴覚検査の公費負担の状況につきましては、こども家庭庁からの通知によりますと、令和4年度時点の状況でございますけれども、公費負担額にはばらつきがあるものの、全国で80%の自治体の実施しております。なお、福岡県の状況につきましては、県の子育て支援課からの通知によりますと、令和6年4月1日現在で、政令市を含む60市町村のうち75%に当たる45市町村が実施しており、未実施の市は今年度実施予定の宗像市を除きますと、飯塚市ほか5市のみとなっております。取組が遅れている状況であると認識しております。

○藤堂委員

一般的に行われる健診や予防接種などについては、国からの補助等があると思います。そういった財源を活用している事業が多いと思いますが、新生児聴覚検査における国の財政支援について、お尋ねをいたします。また、本市で公費助成を実施した場合の費用がどれぐらいになるのかも併せて、お尋ねをいたします。

○こども家庭課長

新生児聴覚検査につきましては、平成12年度から国の補助制度が始まり、平成19年度からは地方交付税措置がなされております。なお、令和6年7月26日付こども家庭庁育成局母子保健課からの事務連絡によりますと、令和6年度の交付税措置の状況につきましては、市町村の標準団体当たり160万6千円が措置されているとのこと。これを本市に当てはめますと、交付税算定における飯塚市の1歳以下人口は2万847人となっており、交付税措置額は209万3千円程度になると思われ。なお、他市で行われている公費助成単価5千円に、令和5年度の出生数実績794人を乗じて試算しますと、事務費を除く公費助成額だけで397万円となります。

○藤堂委員

当事業は実施している自治体も多くて、本市では取組が遅れていると答弁ございましたが、県内だと、市の範囲だと残る5市のうち4つが筑豊地区ということで、筑豊地区を引っ張っていただきたいと思うところがございますが、公費助成した場合の経費が約400万円程度、交付税措置は必ずしもそのまま補助されないという側面がありますが、約半分の200万円程度で実施できる事業であると理解をいたしました。

難聴の頻度は、およそ1千人に1人、2人と言われておりまして、これはほかの先天性の疾

患と比べると、非常に高い発生頻度といわれております。国においても新生児聴覚検査を行うことで、難聴児が早期に療育に至る確率は20倍以上上昇して、早期療育の開始を行った場合、聴覚を活用してのコミュニケーションが可能となる確率は3倍以上上昇するということが報告されております。また、重度の難聴であっても、知的障がいがない場合には、健聴児と同じぐらいの言語力を獲得できるとの報告をされております。

導入に関しても、医療機関に、現在、委託している同スキームの業務があると思いますので、比較的導入しやすいのではないかと考えております。必要な投資であると考えますので、新生児聴覚検査の実施について、ご検討いただくことを要望いたします。

以上です。

○委員長

同じく、128ページ、保健衛生費、健康づくり推進費、妊産婦運動相談事業負担金について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

続いて、同じく、健康づくり推進費の妊産婦運動相談事業について、質問させていただきます。

本事業の目的をお尋ねいたします。

○こども家庭課長

妊娠期及び産後2年程度の女性を対象に、運動と交流を組合せた教室を実施するもので、つくばウェルネスリサーチが配信するオンライン講座と飯塚市総合体育館で月1回のペースで実施するオンサイト講座を組合せた事業となっております。

運動習慣の定着を目指すオンライン講座と保健師の相談や子育て情報の提供を行うミニ講座と健康運動を組合せたオンサイト講座の実施によりまして、ママ自体が心と体も健康となることで子育てを楽しく、子育てママのウェルビーイング向上を目的とした事業となっております。

○藤堂委員

子育てママにありがたい制度と感じております。

では、本事業の実績についてもお尋ねをいたします。

○こども家庭課長

本事業につきましては、令和5年9月から開始しており、オンサイト形式につきましては、飯塚市総合体育館で月1回のペースで実施しております。登録者数につきましては、令和5年度の実績で9名となっており、一緒に参加されるお子さんの人数も合わせますと、10名から20名程度の参加実績となっております。

○藤堂委員

実施している上で、登録者が少ないのではないかとと思いますが、その要因分析についてもお尋ねをいたします。

○こども家庭課長

本事業はスマートウェルネスシティの取組を実践している全国12の自治体と、つくばウェルネスリサーチが中心となって内閣府SIPモデル事業として実施しております関係上、利用者登録の手续や1か月当たり550円の参加費がかかるなどの制約があり、そういったことの煩わしさがネックになっている部分があると認識しております。また、弱年齢層の女性の運動リテラシーが低く、育児、子育てへの関心は高いものの、自分の健康のことに意識が向いていないのではないかと認識しております。そのような中でも、現在の参加者の声としましては大変好評で、現在も継続して参加していただいておりますので、講座としましては魅力ある内容であるものと認識しております。そういった点から、各地区の子育て支援センターにおいて、体験会を実施するなどして啓発に努めているところでございます。

○藤堂委員

リアル開催は好評で、参加者が少しいるのに比べて、オンライン開催のほうは参加者が少なくなっておりますが、その要因分析についてもお尋ねをいたします。

○こども家庭課長

子育て中の女性にとりまして、自宅で運動することに対する優先順位が高くないのではないかと認識しております。また、オンラインにつきましては、開催コマが限られているものの、月曜日から土曜日までの好きな時間帯に入られて、運動ができるというコンセプトでありましたが、ニーズに合わない時間帯での開催になっているのではないかと分析しております。この分析に基づき、オンライン講座を実施しているつくばウエルネスリサーチに改善要望を行っているところですが、対応が難しいという回答をいただいておりますので、本市としましては、会員獲得を目指し、オンサイトで事業の魅力を伝え、そこからオンラインに誘導することを目指しているところでございます。

○藤堂委員

参加者を増やすための周知方法については、どのような手法を取っているのか、お尋ねをいたします。

○こども家庭課長

ホームページはもちろん、チラシの配布、ポスターの掲示を行うとともに、母子手帳の交付時や赤ちゃんすくすくげんき訪問、各種母子保健事業の参加者にお知らせを行い、周知啓発をしております。

また、ゆめタウンに開設していただきましたゆめホールや、子育て支援センター等での体験講座や関連イベントなどの企画を通じて、多くの方に周知を図る工夫を重ねながら、参加者を増やしていきたいというふうに考えております。

○藤堂委員

周知活動ありがとうございます。今、医療機関とかはあまり連携はしてないんですかね。産後の健診とかもあると思うので、産婦人科とか医師会などとか、もし協力していたら、すみません。していなかったら、ご協力を仰いではいかがかと思えます。

ほかの自治体やつくばウエルネスリサーチとの連携により、本事業はモデル事業として実施しているとのことですが、そういった連携を行って事業するメリットについて、お尋ねをいたします。

○こども家庭課長

本市が従前から取り組んでおります健幸ポイント事業との連携をベースとして、参加費相当額を一部ポイントバックする形での連携を実施しております。参加者の意欲向上が図られることがメリットであると考えております。また、オンライン講座を受講する仕組みを、他の自治体と共同で利用できることや、モデル事業として実施しているため、効果測定に向けたデータの分析結果の提供を受け取れることがメリットであると認識しております。

○藤堂委員

ご答弁いただいている内容を聞く限りでは、オンライン開催において、子育て中の女性のニーズに対応して改善をしていただけない状況であるならば、オンサイト、リアル開催のみの実施に切替えたほうが、効果的な事業展開ができるのではないかと考えております。

オンサイトのリアル開催の運営は、各市町村が個別に実施しており、本市としても運営のノウハウが既にあると思っておりますので、つくばウエルネスリサーチとの連携をしたほうがいいのか、また、独自でやったほうがいいのか、現在の手法の見直しも必要ではないかと考えております。私も1度だけ行かせていただきまして、参加されている方の楽しそうな感じというのはですね、満足感が高いのかなと感じておりますし、子育てしている女性の横のつながりとか、そういうのもできてくると。また、子どもの成長具合とかも見られると思うので、ぜひ、ウエルビーイング向上のために、参加者募集に苦慮している状況かと思っておりますが、継続した事

業運営の構築をよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長

129ページ、保健衛生費、健康づくり推進費、ヘルスケアプロジェクト委託料について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

ヘルスケアプロジェクト委託料について、質問いたします。

ヘルスケアプロジェクト事業の実施状況について、お尋ねします。

○健幸保健課長

ヘルスケアプロジェクト事業につきましては、令和2年度から本市を含む4市町、大阪府高石市、奈良県田原本町、鳥取県湯梨浜町及び本市で連携し、ICTを活用して行う大規模健幸ポイント事業と、健幸ポイント事業で使用する活動量計を用いて測定したデータを基に、個人ごとに適切な運動強度等を設定する運動スポーツ習慣化事業の2つを柱として行っている事業となります。

健幸ポイント事業は、20歳以上の市民を対象に、誰でも気楽に楽しめるをテーマとし、健康で幸せな毎日を送っていただくために、歩行習慣を身につけ、大切な健康づくりを応援する事業となります。ポイントについては、1日の推奨された歩数を達成した場合や、月の平均歩数が目標歩数から増加した場合、体組成計に乗って体をチェックした場合、体格指数であるBMI、または、筋肉率が改善した場合にポイントを付与します。併せまして、本市が指定します健康に関するイベントや教室に参加した場合に、「行きましたよポイント」を付与しておりまして、2月末を期限として最大で年間5千円相当の商品券などと交換することができます。

また、運動スポーツ習慣化事業につきましては、40歳以上の市民を対象に、個人の運動に対する熟練度に応じて選択できる運動初心者向けの個別運動プログラム教室と、運動中級者向けのフォローアップ教室の2教室をそれぞれ1年間に前期・後期の2期に分けて実施しておりまして、個別運動プログラム教室は、定員1期当たり75人、年間で150人、フォローアップ教室は、前期165人、後期190人の年間で355人により開催しております。

○石川委員

この事業の委託先は、どちらの事業所でしょうか。

○健幸保健課長

つくばウエルネスリサーチという会社とタニタヘルスリンクという会社の2つの会社が設立しております合同会社である健幸都市Innovation Company 3という会社への委託をしております。

○石川委員

健幸ポイント事業の登録者数、実質利用者数について、お尋ねいたします。また、参加者の性別や年齢層などについても、併せてお尋ねいたします。

○健幸保健課長

健幸ポイントにつきましては、4年目となる令和5年度は4532名の方が参加しており、この人数は年度内の辞退者を除いた数値でありまして、そのうち3351名の方の継続参加が確認できております。

参加者の内訳としましては、男女比で男性と女性がほぼ1対2の割合となっておりまして、年齢層としましては、70歳以上が約49%と一番多くなっており、60代が約20%、50代の方が約12%となっております。

○石川委員

それでは、決算に係る主要な施策の成果説明書によりますと、ヘルスケアプロジェクト事業には、人件費を含めて1億円を超える経費を投入しているとあります。本事業の成果について、

お尋ねいたします。

○健幸保健課長

ヘルスケアプロジェクトに係る令和5年度の決算額は、人件費を含めまして1億56万9千円となっております。交付率2分の1の国庫支出金を活用しております。本事業の効果としましては、中間の速報値ではありますが、参加者の平均歩数では約3千歩の増加が見られたほか、運動教室では体力年齢が約4歳向上、医療費・介護給付費においては約2億1700万円の抑制、介護認定への差異では非参加者を1とした場合、参加者は0.42となることが認められており、本事業の成果と捉えております。

開始5年目を迎える今年度につきましても、市民の皆様の間での口コミなどによりまして参加希望者が増えており、本事業が市民の健幸づくりの一助として効果があっているものと考えております。

○委員長

続きまして、同じく、129ページ、保健衛生費、健康づくり推進費、出産・子育て応援事業費について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

出産・子育て応援事業費について、質問いたします。本事業においては、妊娠時から出産後まで妊産婦に寄り添った相談体制の下、事業が実施されていることと思いますが、こちらの給付の仕方はどういった仕方になっていますか。

○こども家庭課長

経済的支援のほうでございますけども、妊娠して妊娠届出を行いまして、母子保健師のほうから親子健康手帳を交付時に相談を行った際に5万円。続きまして、妊娠後、妊娠届出をして、出産後、2か月後ぐらいに赤ちゃんすくすく元気訪問を行っておりますけども、その際に、相談をした上で5万円の給付を行っているものでございます。

○石川委員

この事業が始まったことで相談体制がどのように変わったのか、お聞かせください。

○こども家庭課長

出産・子育て応援金を支給する仕組みを国が構築する前から、妊娠時から出産後まで保健師が妊産婦に寄り添いまして相談に応じたり、出産後は、先ほど申しました赤ちゃんすくすく元気訪問事業で訪問員が自宅を訪問したりすることで子育ての様子を見ながら相談に応じる体制を整えておりましたので、相談体制の変化はございません。

本事業の実施によりまして、妊娠時の応援金と出産後の応援金の受給申請と相談をセットにする体制に移行してからも、妊産婦に寄り添った相談体制は継続して実施できているものと認識しております。

○石川委員

相談体制に変化はないとのことですが、この事業が始まったことで、どのような効果が出ていると分析されているのか、お尋ねします。

○こども家庭課長

本事業につきましても、妊娠・出産に係る経済的支援と伴走型と呼ばれる相談支援を組合せた制度となっておりますが、応援金支給によって経済的な支援の効果は出ているものと認識しております。一方の相談支援につきましても、妊娠届から始まる伴走型相談支援については、先ほども答弁しましたとおり、従前から実施しておりましたので、本事業の実施による効果はあまりないのではないかと認識しております。

しかしながら、出産後の応援金の受給申請と、赤ちゃんすくすく元気訪問がセットになったことによって、自宅に訪問されることを嫌がる家庭が少なくなり、訪問がしやすくなったように感じますので、そういった面での効果は出ているものというふうに認識しております。

○石川委員

今年度、令和6年度での支給の仕方はどのようになっているのか、お尋ねします。

○こども家庭課長

令和6年度につきましては、県のほうが構築いたしました出産・子育て応援ギフトの制度に変わりました。今まで5万円の支給でありましたけども、選べるギフトの制度になったものでございます。

○石川委員

デジタルポイントでの支給という形でよろしかったでしょうか。

○こども家庭課長

そのとおりでございます。

○石川委員

相談内容としては、経済的な相談に加えて体の不調や心の不調の相談があると思います。このデジタルポイントになって、にこふくベビーギフトという福岡県のホームページを見たんですけども、品物を選ぶだけでなく体験を選んだりすることもできるデジタルポイントの交換の制度だったんですけども、産後の不調を軽減できるメニューですとか家事支援が選べたらと思うんですけども、こちらが福岡市のほうは充実されているような体制だったのですが、飯塚市には本当少ししかないような状況でした。ですので、こちらのほうを充実していただいて、それと、ぜひ利用者の声を聴いて使いやすい給付の仕方、こちらのほうを検討していただくようによろしくをお願いします。

以上です。

○委員長

次の、川上委員の質疑につきましては、取下げの申出がっております。

132ページ、清掃費、清掃総務費、その他の清掃総務費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

清掃費、清掃総務費、水質検査手数料について、お伺いいたします。まず、水質検査の目的をお尋ねいたします。

○環境対策課長

平成10年4月にクリーンセンターが稼働するに当たり、近隣の自治会及び小竹町と公害防止協定を締結しております。その公害防止協定の中で、周辺地域の生活環境の保全を図ることを目的に井戸水の水質検査を実施しておるところでございます。

○藤堂委員

水質検査ありがとうございます。周辺地域の住民の方の生活環境を守るための検査だと理解いたしました。

では、その頻度や検査件数をお尋ねいたします。

○環境対策課長

令和5年度の実施状況について、報告させていただきます。年1回、柳橋地区14件、津島地区8件、小竹地区2件、合計24件の水質検査を実施しておるところでございます。

○藤堂委員

例年24件の検査を行ってくださっておりますが、その検査結果についてもお尋ねをいたします。

○環境対策課長

検査結果につきましては、24件中6件が一般細菌等の基準値を超えておるところでございますが、一般細菌は食品や空気中、人体にも存在し気温や天候により検出されるもので身体に影響を及ぼすものではないため、特段問題はないものと考えております。

○藤堂委員

一般細菌の基準を一部超えているものの、特段問題はないということなので安心をしておりますし、私、個人としても本当に安心しております。というのは、私、歩いて30秒ぐらいの所に住んでいるんですけど、よくため池で友達と泳いでいたんですけど、打合せのときにそれを聞いて本当に安心しました。ありがとうございます。

では、検査結果について、住民の方への周知は行っているのか。また、地元自治会等より何か要望が届いているのか、お尋ねをいたします。

○環境対策課長

検査結果の公表につきましては、対象世帯と各自治会長へ周知しておるところでございます。また、関係自治会より水質検査の件数をもっと増やしてくれという要望は出ております。

○藤堂委員

地元からの要望があるとのことですので、地元住民の生活安全に資するため、また、1件数万円程度と聞いておりました、そんなに多くない数を言ってきていると思います。今さら言うなよという気持ちは、僕も思っておりますが、ここは、よければ来年度の予算に計上していただければと思っております。

次に、まだ分かりませんが、水質検査について、クリーンセンターが稼働を停止した後も行うのか。もし、行うのであれば、いつまで行うものなのか、お尋ねをいたします。

○環境対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、最終処分場の廃止基準について、水質検査の結果、2年以上、排水基準等に適合していれば廃止が認められることとされております。本市としましては、これを参考に地元関係者との協議が必要と思われておりますが、移転後5年程度は検査の継続を考えているところでございます。

○藤堂委員

基準では2年間のところ、5年程度で協議していただけるというところで、可能性というところではございますが、当該地域の方もうれしいと思いますので、よろしく願います。

水は生活に欠かせないものでございますので、その分、地元要望が強いという認識をしております。先方としては、いつまでやるのか、結果は大丈夫なのか、不安であると思っておりますので、きちんと今のうちから丁寧にコミュニケーションを取って、ご納得していただくように働きかけのほど、よろしく願います。

以上です。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑はないようですから、第4款、衛生費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 14:04

再 開 14:15

委員会を再開いたします。次に、第5款、労働費から第8款、土木費について、134ページから161ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています137ページ、農業費、農業振興費、鳥獣被害対策実施隊員報酬について、田中武春委員の質疑を許します。

○田中武春委員

私のほうから、鳥獣被害対策実施隊員報酬について、何点かご質問させていただきます。まず、この鳥獣被害対策実施隊員の人数は何人ぐらいおられるのか、お示してください。

○農林振興課長

飯塚市鳥獣被害対策実施隊員につきましては、有害鳥獣駆除員の中から、嘉穂飯塚猟友会の推薦があった方で、市の依頼に基づき、イノシシ、鹿、アナグマ、アライグマの捕獲等の実施活動に迅速に対応でき、実施隊活動のおおむね8割以上の日数に従事することができると見込まれる方を非常勤特別職として委嘱しているもので、その人数につきましては、飯塚、穂波、筑穂、庄内、顕田、それぞれの地区に3名ずつの合計15名となります。

○田中武春委員

それぞれの地区で15名ということで、了解しました。

次に、この鳥獣被害対策実施隊員の報酬を上げられているようですが、その報酬の金額等について、お尋ねいたします。

○農林振興課長

令和5年度につきましては、実施隊員の出勤日数に対する報酬として、年間を通じて日額2千円を支給しており、アナグマ、アライグマを駆除において捕獲した場合には、加算日額として1500円を支給しております。なお、令和6年度より報酬額の見直しを行いまして、出勤日数に対する報酬額を日額3500円に増額し、アナグマ、アライグマを捕獲した場合の加算日額を0円に減額しております。

○田中武春委員

まず、ただいま答弁がありました実施隊員の報酬額の見直しを行った理由について、お尋ねいたします。

○農林振興課長

近年、有害鳥獣によります農作物被害に対する市への通報件数が増加していることに伴いまして、実施隊員の活動日数も年々増加し、隊員の負担が大きくなっている状況がございますので、そうした状況を考慮しまして、報酬の日額を増額したものでございます。

また、捕獲に伴います加算日額を0円に減額した理由としましては、近年、市内におけるアナグマ及びアライグマの捕獲実績が増加傾向にあるため、令和6年度から飯塚市有害鳥獣駆除補助金の駆除報奨金の対象鳥獣にアナグマとアライグマを追加し、一頭当たり3千円を交付することといたしております。このため、アナグマとアライグマの捕獲に係る加算日額と当該補助金の重複支給を避けるため加算日額を0円としたものでございます。

○田中武春委員

当日額と補助金が重複するのでということですね。はい、了解しました。

次に、鳥獣被害対策実施隊員の年間の活動の実績について、お尋ねいたします。

○農林振興課長

実施隊員の年間活動の実績につきましては、過去3年間の年間の活動日数及びアライグマとアナグマの捕獲日数の実績でお答えさせていただきます。令和3年度の活動日数は291日で、捕獲日数は161日となっております。次に、令和4年度の活動日数は458日で、捕獲日数は242日となっております。次に、令和5年度の活動日数は495日で、捕獲日数は201日となっており、捕獲日数につきましては年度によって増減がございますが、活動日数につきましては年々増加している状況でございます。

○田中武春委員

本市のこの実施隊員については、先ほど答弁がありました地区ごとに3名で15名おられるということですが、野生の鳥獣による農作物被害は依然として高い水準にあります。

営農意欲を減退させたり、耕作の放棄、それから離農の増加等に深刻な影響を及ぼしているところでもあります。こうしたことから、本市の鳥獣被害対策実施隊員の報酬等について、さらなる改善を検討していただくよう要望しまして、ご質問を終わります。

○委員長

137ページ、138ページ、農業費、農業振興費、有害鳥獣駆除対策事業について、奥山

委員の質疑を許します。

○奥山委員

今も、前者言われまして似たような質問になりますけども、よろしくお願いたします。近年、私のほうによく相談いただくのが、イノシシであるとかアナグマを、それも、農業地ではなく住宅地の中でそれをよく見かけて写真も送っていただいたりしております。その都度、ご相談させていただきましても、なかなか相手も動いて捕獲できないというようなことがよくありますけれども、そういう相談を土日なく24時間受付をされてある農林振興課の皆様には頭が下がる思いでございます。

では、質問させていただきます。まず、市内における有害鳥獣の生息数・実態数について、お尋ねいたします。

○農林振興課長

有害鳥獣の実態数につきましては、個体数の変動が大きく、また、生息数を調査する方法が確立されておりませんので実態は把握できておりません。

○奥山委員

実態数の把握ができていないということですが、イノシシの場合ですけども、一度の出産で4頭から5頭が生まれるということで、かなり、何倍にも膨れ上がってきているのではないかというふうに思います。

次に、有害鳥獣の年間の駆除数について、目標・計画がありましたら、お尋ねいたします。

○農林振興課長

年間の駆除頭数の目標数は定めておりませんが、有害鳥獣駆除員への捕獲許可頭数の計画は定めておりますので、こちらのほうでお答えさせていただきます。

平成20年度に嘉麻市、飯塚市、桂川町の近隣自治体や猟友会等により設立されました嘉飯桂地区鳥獣被害防止対策協議会におきまして、鳥獣による被害防止のための対策を効果的に推進することを目的として、嘉飯桂地区鳥獣被害防止計画を策定しており、その中で、対象鳥獣別の年間捕獲計画数を定めております。この捕獲計画数とは、過去3年間の捕獲実績や駆除員及び地元住民等から寄せられる被害状況等に関する情報を基にして、駆除員への捕獲許可頭数の見込みを算出したもので、本市の場合、令和6年度は、イノシシ、鹿が共に2千頭、アライグマが500頭、アナグマが200頭となっております。

○奥山委員

かなり異様な頭数に見えますが、それ以上にイノシシ、鹿等がいるのかというふうに分かります。

次に、飯塚市内に住所を有する方の狩猟免許の保有者数について、お尋ねいたします。

○農林振興課長

令和6年9月1日現在の数字になりますが、第一種銃猟の免許保有者数、銃による免許保有者数でございますが、こちらのほうが68人、わな猟の免許保有者数が131人で合計199人となっております。

○奥山委員

成果表には新たな捕獲従事者を増やしていくことが課題だというふうに記入されておりますが、捕獲従事者数の確保に向けた取組について、お尋ねいたします。捕獲免許の取得や狩猟免許取得の支援などの取組があればお答えください。

○農林振興課長

新規駆除員の確保に向けた取組としましては、狩猟免許更新の申請時や福岡県主催のわな免許新規取得への講習会開催時におきまして、新規駆除員募集のチラシを飯塚農林事務所にて配布させていただいており、併せまして本市のホームページでも駆除員募集の周知を行っているところでございます。

ご質問にありました狩猟免許取得に対する支援につきましては、本市では、平成29年度まで、狩猟免許試験の受験申込みに必要となります医師の診断書の発行手数料及び狩猟免許取得に係る予備講習会の参加費用に対する助成を行っておりましたが、申請者数が少ない等の理由から、補助制度の目的を達成することが困難であると判断し、翌平成30年度からは予算化を行っていません。

なお、本市が有害鳥獣捕獲の従事者証を発行し従事いただいている有害鳥獣駆除員の人数につきましては、令和5年4月1日時点の47名から、令和6年6月1日時点で56名に増加しており、新たに9名の方が駆除員に加入されておられます。

その方たちに加入された理由について、聞き取りをいたしましたところ、現駆除員の方に誘われたからと答えられた方が7名と最も多く、市のホームページを見たからという方が1名、自身の田畑が被害に遭ったため自身で駆除できるよう免許を取得したからという方が1名という結果でございました。

こうしたことから、駆除員の皆様が有する人的ネットワークを生かした人員の確保も有効な方策と考えておまして、引き続き、嘉穂飯塚猟友会に対しまして新規駆除員の推薦をお願いするなど協議をしてまいりたいと考えております。

○奥山委員

誘われて入られた方が7名ということで、年齢も既に高くなっている方が多いと思いますけれども、そうやって、一つ一つ重ねながら、増えていくことを今後の取組としていただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長

143ページ、商工費、商工業振興費、周遊商業エリアスタンプラリー事業委託料について、石川委員の質疑を許します。

○石川委員

周遊商業エリアスタンプラリー事業委託料について、質問いたします。よろしくお願いします。周遊商業エリアスタンプラリー事業の目的について、お尋ねします。

○商工観光課長

昨年8月19日から運行しております周遊バス、通称「まちなかおかいものゴー」を行っておりますが、これの開通記念といたしましてスタンプラリーを実施しております。この事業の目的としましては、商店街や周遊バスの中に設置しております謎を説きながら、飯塚市の魅力の発見と市内の周遊を目的としており、さらには、運行開始間もない周遊バスの認知度向上及び利用促進も目的の一つとしております。

○石川委員

では、周遊バスの運行に至る経緯をお尋ねします。

○商工観光課長

近年、RESAS等のビッグデータから本市の消費が市外に流出していることが分かっております。さらに、令和4年には両政令市に「ららぽーと福岡」や「THE OUTLETS KITAKYUSHU」の開業により、さらなる飯塚市外への消費の流出を懸念しておりました。

このような中、本市としましては、「カホテラス」、「ゆめタウン飯塚」の大型商業施設の開業を控え、これを機に飯塚市の中心商店街、大型商業施設、商業関係団体及び飯塚市が連携し持続的な商業活性化を推進するため、地域経済の好循環を図る周遊商業エリアを形成することを目的に飯塚市周遊商業エリア連携協議会を設置しております。その協議会での議論を踏まえまして、市内の回遊性の向上と滞留時間の増加を図るため、令和5年8月19日から西鉄バス筑豊の自主運行として周遊バスの運行に至っております。

○石川委員

昨年8月から運行開始されたということですが、運行状況について、どのようになっていますか。

○商工観光課長

周遊バスにつきましては、令和5年8月19日から土日・祝日に定員25人乗りのバスを5便運行しております。利用状況につきましては、8月が運行日数4日、合計便数20便、利用者の合計201人、乗車率40.2%。スタンプラリーを実施しました9月と10月の運行日数は20日、合計便数は100便、利用者の合計1159人、乗車率46.4%と多くの方にご利用いただいております。しかしながら、11月から3月までの実績としましては、運行日数54日、合計便数270便、利用者合計2078人、乗車率30.8%と減少しております。

○石川委員

次に、この周遊バスに乗車している方の年齢層はわかりますか、分かる範囲で結構です。

○商工観光課長

西鉄バスの乗務員の方からの聞き取りとなりますが、高齢者と子ども連れの方、また、昼間の時間帯では、中学生や高校生といった年代の方々の利用が多いと聞いております。

○石川委員

では、この周遊商業エリアスタンプラリーの参加者数はどのくらいでしたでしょうか。

○商工観光課長

令和5年9月及び10月に実施しましたスタンプラリー2か月間の参加者につきましては297人となっております。

○石川委員

周遊商業エリアスタンプラリーの事業効果はいかがでしたでしょうか。

○商工観光課長

実績で申しますと、令和5年9月及び10月の乗車率が約46%に対しまして、イベントを実施していない令和5年11月から令和6年3月までの乗車率は約31%程度となっております。このことから、まだまだ十分とは言えませんが、当初の目的である市内の回遊性の向上や周遊バスの利用促進に寄与したものと思っております。また、冬場にかけて乗車率が低下したことからも、沿線にある小学生の意見を聴きながらデザインを決定しましたラッピングバスを令和6年3月から運行しております。

○石川委員

このような周遊バスが運行していることが、あまり知られていないのではないかと思います。この事業で一定の認知にはつながったのではないかと思います。引き続き、周知の方法及び発信力の強化、それと、市内での消費喚起をお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○委員長

143ページ、商工費、商工業振興費、筑前茜染製品作製委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料79ページ、説明をお願いします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

資料79ページ、筑前茜染製品作製委託料について、ご説明をさせていただきます。委託名は筑前茜染製品作製委託で、委託料としまして1602万7千円となっております。内訳といたしましては、茜染による日章旗、大と小の2つの種類を作成いたしております。大につきましては原料が小石丸100%、単価は136万4千円で7枚作成をしております、小計が

954万8千円となっております。税込みで1050万2800円。小につきましては正絹100%、こちらの単価は5万5800円で作成のほうは90枚行っておりまして、小計が502万2千円。税込価格として552万4200円、2つ合わせました合計が1602万7千円となっております。

○川上委員

財源は何ですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

こちらにつきましては、福岡県のほうの宿泊税を充当させていただいております。

○川上委員

それぞれ幾らで売るつもりですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

当初、予算の要求をさせていただいたときに販売価格として、ふるさと納税の返礼品で販売をするというところで予算要求をしておりましたので、大については500万円の寄附額を、小については20万円の寄附額の設定をいたしております。しかしながら、宿泊税の充当をしておりまして、こちらについて調べていきますと返礼品としては対象外となるということが確認できましたので、現在も返礼品として販売等は行っていない状況でございます。

○川上委員

そうすると、当初の作製委託の目的を達し得ないということですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

予算要求時に想定をしておりました返礼品として提供するということはできていない状況になっております。

○川上委員

こういう1600万円、決算として認められるんですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

作成に係った費用は1600万円ございまして、宿泊税を充当させていただいておりますので、宿泊税の充当ができる目的である観光誘客等やそういったものにつながるような場所へ寄贈させていただくような形で集客につながるようなことをすることによって、予算を要求させていただいた結果としての目的を果たそうと、今考えているところでございます。

○川上委員

製品作成の目的からは逸脱しているってことですね。

○特産品振興・ふるさと応援課長

結果としては、そのようなふうになっております。

○委員長

続きまして同じく143ページ、商工費、商工業振興費、筑前茜染協議会補助金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料80、81、82ページ、説明をお願いします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

資料80ページの筑前茜染協議会補助金の資料について、まず、ご説明をさせていただきます。こちら左側が筑前茜染協議会補助金の交付要綱の抜粋になっております。1番目に、「交付根拠」で第1条の趣旨、第2条の補助対象事業についての記載をさせていただいております。その次に、2番目に「手続き」として、補助金申請の流れで、右側になりますが、「実績」といたしまして、令和3年度の交付額283万9千円、令和4年度の交付額297万5千円、令和5年度の交付額501万6876円を記載させていただいております。なお、令和4年度につきましては、不正引き出しに係る補助金の過大交付がございましたので、令和6年度に歳入

の過大額76万円を返金いたしております。

続きまして、81ページになります。こちらにつきましては、令和6年4月26日に経済建設委員会のほうに提出させていただいた資料と同一のものでございます。こちらにつきましては、公金外横領に関する事案の概要、こちらについて整理させていただいております。内容につきましては、「対象者」、2番目に「事案の概要」といたしまして、不適正な支出を伴った原因といたしまして、消耗品等から請求書を偽造、改ざん等によって不正に引き出したものというところが、その手法について記載をさせていただいております。右側に数字のほうを列記させていただいておりますのが、その内容についてでございます。右側の一番上、不正引き出しの総額が10件で452万5940円。事業者への支払い確認が取れたものが190万9370円、自宅に持ち帰り金庫で保管していたとされる額が170万6520円。協議会の活動のために別業者に支払ったとされる額が91万5000円の合計452万5940円となっております。そのうち、今、申し上げたところの③と④、こちらの合計261万6570円が返金された額となっております。

3番目につきましては、その「事案の経過と状況」について、時系列で記載をしているものでございまして、令和6年2月に決算の準備を行っている最中に領収書等の不備等が発覚いたしました。その確認を行っていく中で、10件の不正の現金引き出しが判明したところでございます。その後、(3)ですが、元職員が引き出しを認め、その後、返金が行われ、全額の返金を確認できたところで最終的に処分が行われたという資料になっております。

82ページにつきましては、この際のこの補助金に係るものでございましたので、飯塚市公金等取扱要領の真ん中から下の部分の各種団体等現金（公金外）事務取扱要領、こちらの遵守ができていなかったことが、こういう状況を招いたことであるということ参考資料として添付させていただいたものとなります。

○川上委員

81ページの返金された額の項の④に、「協議会の活動のために別業者に支払ったとされる額」91万円とありますけども、この別業者というのはどういう業者ですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

こちらの別業者に支払ったとされる額についてでございますが、まず、事業者に関しまして、確認を本人に、元職員のほうに求めたところ、そこに支払ったという支払いの根拠となるものの提示があっておりませんので、実際に支払ったかどうかについては分かっておらず、本人が主張している金額と同額を本人のほうから全額返金があった状況となっております。

○川上委員

別業者というのがどういう業者かと、複数ですか、どこの業者なのか、何の業者なのかも教えてください。

○特産品振興・ふるさと応援課長

事案の発覚後に元職員に対して聞き取りを行ったときに伺った内容としましては、市外の事業者であるというところで、複数の事業者であるというふうに聞いております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:43

再 開 14:45

委員会を再開いたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

事業者につきましてはですが、市外の事業者で業種といたしましては、事務用品を取扱う事業者と害虫駆除を行っている事業者でございます。

○川上委員

茜染と何の関係があるんですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

元職員のほうの聞き取りによって知り得た事業者でございまして、関係性については私たちのほうでは分かっておりませんが、基本的には大きく関係しているとは考えておりません。

○川上委員

どういうふうに関係しているんですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

元職員が購入をしたと言っている物をこの事業者から購入したというふうに聞いているところですが、その物自体も確認を取れておりませんし、事業者の職種、業種から考えて私たちがやっている事業との直接的な関係については、ちょっと私のほうでは確認できないというふうを考えております。

○川上委員

91万円の内訳を知りたいわけですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:46

再 開 14:48

委員会を再開いたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

元職員が聞き取りの際に主張していたものでございまして、確認が取れておりませんので、何を購入したということについては答弁することができません。

○川上委員

これは公金外横領となっているんですけど、どの行為が横領に当たるわけですか。

○人事課長

本人が主張しております、自宅に持ち帰り金庫で保管していたということ自体が横領であるというふうを考えております。

○川上委員

この③だけですか。

○人事課長

③と④につきましても、目的外に使われております。協議会が意思決定をして購入した物ではなく、本人の意思で購入したというところがございますので、そちらも同様と考えております。

○川上委員

③については、自宅に持ち帰り金庫で保管していたことを現認したわけですか、本市は。

○人事課長

自宅の金庫で保管していたというところは現認できておりません。

○川上委員

では、どの行為が横領に当たるかについて、先ほどの答弁と矛盾しますね。

○人事課長

矛盾しているとは考えておりませんが、本人の主張で、自宅に持ち帰り保管していたというふうに言っていることにおいて、横領であるというふうに判断したところがございます。

○川上委員

だから矛盾があるじゃないですか。証拠がないんだから。だから、どの時点で横領と認定したのかということを知っているんです。

○人事課長

本来保管すべき場所に保管していないということ時点で判断しました。

○川上委員

それは正しい答弁だと思うんです。で、今答弁にあった、本来保管すべき場所というのはどこのことですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

協議会の通帳になります。

○川上委員

では、④も横領の行為に該当するという趣旨の答弁がさっきあったと思うけど、同じ意味でこれ証拠がないわけでしょう、④については。

○委員長

川上委員に申し上げます。横領か、横領じゃないかということは決算には関係ありませんので、軌道修正をお願いします。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 14:52

再 開 14:54

委員会を再開いたします。さっきの川上委員の質問に対して答弁をお願いします。（発言する者あり）

川上委員、もう1回、質問いいですか。（発言する者あり）もう1回言ってと言っているのです。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 14:55

再 開 15:08

委員会を再開いたします。

○人事課長

まず、横領について、もう一度説明させていただきたいと思います。顧問弁護士とも確認しましたがけれども、横領とは不法領得の意思の発現行為というものでございまして、この不法領得の意思というものは、その物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分をする意思のことでございます。そして、この処分というものは売却や貸与などの法律的処分行為にとどまらず、搬出や退出などの事実上の処分行為も含むものでございます。それから、横領とはそういったものでございまして、飯塚市におきましては公金等取扱要領のほうで各種団体等現金（公金外）事務取扱要領を定めておりまして、この要領に反して協議会の預金を引き出し、自宅に持ち帰り金庫に保管するということにつきましては、飯塚市との委託・信任の関係の下では一切認められない行為でございます。それにもかかわらず、飯塚市との委託・信任関係に背いて行われた今回の行為につきましては、まさにその物につき権限がないのに所有者でなければできないような処分でございまして、横領行為にほかならないというふうを考えております。

○川上委員

この件について、協議会の会長には調査をかけていないということでしたが、現段階で協議会としての教訓を会長から聞いていますか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

当然、概要全てにおいて会長のほうも、今、御存じのこととございまして、役員会総会においても私どものほうから内容についての説明を今現在させていただいております。これにつきましては、会長のほうも自分も含めて皆さん知らなかったことではあるにしても、それによって協議会自体の活動、そういったものに対していろいろな目で見られることがあるだろうということもあるというふうな形で、今後も、また襟を正して、正しくやっていくことをもう一回

皆さんとやっていきたいというふうにはおっしゃっているところでございます。

○川上委員

市が補助金を渡している団体でこういうことが起きたときに、団体としての教訓を明らかにしないままでは、次年度以降、補助金を交付する団体として認められるかということになると思うわけですよ。ですから、市の職員がしたことじゃないかということにとどまらず、補助金を受ける団体としての教訓を明らかにさせる必要があるのではないかというふうに思うんですね。

そこで、資料の82ページに各種団体等現金（公金外）事務取扱要領、これに違反した状況がせんだってまでは132事業中、100事業において逸脱があるということでしたけれども、これは是正状況を、この際お尋ねします。

○人事課長

調査を行いまして、調査を行った際にもその依頼文書にも記載しておりますが、出納事務を行う場合は、複数名での事務処理の指示、その確認、処理の実施を徹底されるよう通知しております。現在、その是正がされているものと考えておりますが、その結果につきましては、再度、今後、調査をするように考えております。

○委員長

続きまして、146ページ、商工費、商工業振興費、海外販路開拓事業について、藤間委員の質疑を許します。

○藤間委員

飯塚市の令和5年度の海外展開支援事業は2つあると理解しております、1つは、海外への販路開拓の補助金、こちらは上限10万円です。2つ目は、ベトナム市場への進出支援でございます。今回は後者について、お伺いしたいと思ひまして、事業の概要と具体的な成果について、教えてください。

○国際政策課長

本事業につきましては、海外展開の必要性や輸出に関する知識、自社の海外展開の可能性等を知っていただくためのセミナーを開催し、ベトナム進出を希望する事業者の商品試食会と審査会を行った後、12月22日から24日まで、ベトナム ハノイの現地日本食スーパー内において物産展を開催いたしました。出展された商品の試飲や試食をしていただいた方からのアンケート調査の結果を、商品出店の事業者フィードバックを行うとともに、今後の事業の参考とするため現地の市場調査も実施いたしました。具体的な成果につきましては、令和5年7月に開催いたしましたセミナーを受講された事業者のうち、8割の方が海外でのビジネス経験がなく、そのうちの約8割の事業者が海外進出に関心を持っていただけたこと。また、セミナーに参加された方のうち、14の事業者がベトナム現地の物産展へ参加され、延べ370名のベトナム現地の方へ商品PRができたこと。物産展に参加された現地の事業者から、商談取引を含めた話が数社あったことが成果と捉えております。

○藤間委員

今後につきましては、ベトナムの食品市場にかかわらず支援を展開していく予定でございましょうか。今後について、お伺いできればと思います。

○国際政策課長

今回行いましたベトナムにおける海外販路開拓事業につきましては、ベトナム現地の企業や現地のキーパーソンに協力をしていただけたことで実施できましたが、市単独で同様の事業を海外現地で実施することは難しく、また、経費の面からも今後の実施は難しいものと考えております。

しかしながら、国内消費が冷え込む中、新たな事業拡大の一つの手法として、海外販路開拓を進めるためのきっかけづくりや支援は必要であると考えておりますことから、ニーズに沿っ

た必要な支援を引き続き行ってまいりたいと考えております。

○藤間委員

ただいまご答弁ちょうだいしました。経費の面から、今後の実施は難しいとのことで、少し悲しい気持ちではございますが縮小の意向は承知いたしました。

本事業は、一般財源から約860万円計上されている事業ですので、成果としては、飯塚の製品の輸出をし始めて飯塚の企業の売上げや雇用につながるような成果まで出るのがベストではあったかなと個人的には思っております。

それでは、今後、飯塚市として、市内の事業者への海外販路開拓に関する支援をどのように行っていくとお考えでしょうか。ご答弁をお願いします。

○国際政策課長

海外との取引を行うには、海外向けに自社製品を売り込むために、その国の言語での書類作成や取引先の国ごとに違う規制、許可、知的財産等に関する知識や、現地市場の状況などの知識が必要であるため、専門家による海外ビジネスを始めるためのセミナーも、今後、引き続き実施するとともに、専門的知識を有する公的支援機関の支援につなげ国、県が実施する相談会等の事業にも参加していただけるように促していきたいと考えております。

○藤間委員

今、専門的知識を有する公的機関の支援につなげていくというお話がございました。こちらは、予算の観点からすれば最も費用対効果が高い施策ではないかなと私も思っております。それと同時に、既に海外進出をした企業と飯塚の企業をつなげるという取組も、ぜひ、検討できればと思っております。

少し例を挙げますと、山小屋ラーメンを食べたことがある方も多んじゃないかと思ひまして、私がタイで働いていた頃にオフィスがサトンという金融街にございました。六本木ヒルズみたいなビルが建ち並んでいるような場所なんですけども、その中にウーチュリアンビルという外資金融が集まっているオフィスがありまして、そこの1階にはおしゃれなレストランが並んでおりまして、よくそこでお昼を食べていたんですが、一番よく行った店が山小屋ラーメンでございました。タイの山小屋ラーメン、筑豊の田川の山小屋ラーメンが出ておりまして、そこのラーメン屋さんでラーメンと餃子を頼むわけですけども合わせた金額が350バーツというって、日本円で大体1400円から1500円ぐらいなんです。ほかの例で言うと、飯塚でスポーツ教室をやっていたらしゃる会社様がフランチャイズ店をタイの企業に買ってもらってスポーツ教室をタイでやっているんですけども、飯塚の2.5倍ぐらいの月謝を取ってやっております。

海外へ進出するに当たって、値段が高いほうがいいケースと安いほうがいいケース様々あるんですけども、何を幾らで提供したら最も利益が上がるのかというのは、やはり国内だけで事業をしているとなかなか分かりづらい観点でございまして、そういった観点からも、既に海外で進出している企業に相談するというのは非常に進出に当たって有利な取組ではないかと思っております。今、おっしゃっていただいた公的機関をつなげると同時に、既に進出している福岡県ですとか、筑豊の企業とつなげてあげるという取組もできれば、ぜひ、お願いしたいと思っております。

予算新規の観点から一点意見を申し上げますと、やはり、今説明を申し上げたように、補助金をそのまま企業に出すよりも、飯塚市役所が情報のハブになってあげて適切な公的機関ですとか、企業につなげてあげるほうが費用対効果は高いのではないかと思っております。もちろん、補助金を出すこと自体は一切否定いたしません、予算の中で補助金ですとか人を張って情報提供するとか、そのバランスを取りながら来年度以降の予算についてもご検討いただければと思っております。やはり、飯塚の企業が海外に出て物を売るというのは、限られた飯塚市のパイを取り合うのではなくて、新しくパイを取ってくるという形で非常に有利だと思います

ので、引き続きご支援のほどお願いできればと思っております。

以上でございます。

○委員長

次に、148ページ、商工費、観光費、飯塚観光協会補助事業について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

商工費、観光費、飯塚観光協会補助金、2617万円の内訳について、説明をお願いいたします。

○商工観光課長

飯塚観光協会補助金の内訳につきましては、飯塚山笠や花火大会、いづくか雛のまつりなど、様々な観光イベント等への補助金としまして、1191万9444円、また、観光協会職員の人件費等としまして、1148万2914円、事務所やポータルサイト等の管理・企画、営業活動等といたしまして、277万4712円となっております。

○藤堂委員

人件費も含まれておりますが、現在の観光協会には何名の職員が在籍をしているのか、お尋ねをいたします。

○商工観光課長

観光協会の職員体制につきましては、人件費に含まれます人員といたしまして、会長を除く事務局長1名及び職員4名の合計5名となっております。

○藤堂委員

観光振興を推進のため、観光協会では、どのような活動をされているのかもお尋ねいたします。

○商工観光課長

観光協会は、市の観光事業の振興や活性化を図り、地域の文化・経済の発展向上に寄与することを目的としております。そのための活動といたしまして、市民祭であるいづくか街道まつりや子ども山笠などの観光イベントに関する運営支援、観光相談会への参加等の誘客宣伝活動、観光ポータルサイト等による情報発信活動、観光ガイドの育成や物産品の受託販売、また、地域限定旅行業の取組としまして、主催バスツアーの実施など、市の観光振興のための活動を行っていただいております。

○藤堂委員

様々な活動ありがとうございます。観光振興のため、それらの実績や成果など分かるものがあれば、お尋ねをいたします。

○商工観光課長

一例としまして、協会主催のバスツアーでは、新たに2ルートを作成し、4コースで実施するなど、企画内容を磨き上げ参加者にも選択肢が増え大変好評をいただいております。また、旧伊藤伝右衛門邸の来館者数で言いますと、令和4年度前年比で4千人程度増加し、昨年度は約3万2千人となっております。しかしながら、コロナ禍前の水準には至っていない現状となっております。

○藤堂委員

コロナ禍前には至ってないということで理解いたしました。答弁の中に旧伊藤邸の話もございましたが、現在、大体年3回のイベントを主に、同じ内容でずっとやっているのではないのかなと思っています。伊藤邸を使用したいという業者さんがいても、今、ほとんど使えない状況でございます。嘉穂劇場がお休みをしている中、本市の観光ルートだと伊藤邸が聞いておいてメインだと思いますので、この旧伊藤邸の在り方に関しても、本市として、もう一度考え直していただければと思います。

そして、さらなる観光振興に向けて、今後の観光協会の在り方、どのようなことが考えられるのか、お尋ねをいたします。

○商工観光課長

観光協会の今後の在り方につきましては、観光協会自体の自主事業による誘客、収益増加はもとより、協会が会員の会費で成り立っていることから、会員であります事業者の視点に立ち、観光振興の取組による会員事業者への収益増加も必要であると考えております。

本市としましても、観光庁では、新たに観光客視点に立った観光地域づくり法人であるDMOの設立が進められている中、第2次飯塚市観光振興基本計画におきましても、具体的な取組としてDMO設立を掲げております。このDMOの役割であります様々な関係者からの合意形成、地域ブランド力の向上、地域の魅力発信やプロモーション展開などは観光協会の活動と重複する部分もあります。そのため、今後、DMO設立に向けて観光に関わる関係者との勉強会を進めていく中で、DMOと観光協会の将来像を重ねながら、今後の在り方に関し観光協会や専門家をはじめ、関係事業者と一緒に検討していく必要があると考えております。

○藤堂委員

観光協会は、行政では動きにくいところを補完していただいているような業務を担っていただいていると理解はしております。観光協会の歴史がある分、形骸化したところが、もしあれば、補助金の45%が人件費でございますので本市による積極的な改善をお願いいたします。

そして、言われるような観光DMOの設立となれば、観光協会と同属性のものが2つ存在するということとなりますので、そうなればどちらか1つで十分かなと私は思っておりますので、今後、関係部署との調整があるとは思いますが、前向きに進めていただければと思います。

以上です。

○委員長

同じく148ページ、商工費、観光費、サンビレッジ茜整備事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料85ページの説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

資料85ページ、サンビレッジ茜整備事業費の推移という資料について、ご説明させていただきます。こちらのほうの資料には、令和元年度から令和5年度までの5年間の推移を記載させていただいております。一番上段に事業費の合計でございます。

まず、令和元年度の決算額で申し上げますと、工事請負費278万1900円ということで、令和元年度の決算額は278万1900円ございました。

令和2年度決算額、こちらのほうは0円となっておりますが、サンビレッジ茜整備事業費という費目での予算を組んでおりませんで、別のサンビレッジ茜管理費というところで執行をしております。よって、このサンビレッジ茜整備事業費としては決算額0円となっております。

次に、令和3年度の決算額、まず、事業費で49万5千円、工事請負費1353万1100円、その他ということでスキー場の人工芝一部張り替えを毎年行っております分が83万2673円、合わせまして1485万8773円、こちらが令和3年度の決算額となっております。

次に、令和4年度、役務費で10万7800円、委託料といたしまして1790万6900円、その他ということでスキー場の人工芝237万5626円、合わせまして2039万326円となっております。

昨年度、令和5年度の決算額につきましては、需用費といたしまして2607万7700円、委託料が49万5千円、工事請負費614万2000円、その他スキー場の人工芝で233万2千円、合わせまして3504万4900円が決算額となっております。

以上です。

○川上委員

令和2年度の管理費は分かりますか。

○スポーツ振興課長

令和2年度のサンビレッジ茜管理費でございますが、令和2年度の管理費の決算額といたしましては、6350万365円となっております。

○川上委員

1983年以降ですかね、スタート以降の市の財政出動の規模が分かりますか。

○スポーツ振興課長

今、委員がお話しされているのは平成2年8月オープン当時からの分ということで、よろしいでしょうか。過去34年間の総合事業費で財政出動の金額というのは、ちょっと現時点では把握はできておりません。平成2年当初ですね、オープン当初のおおよその額といたしましては、設立の整備費として約20億円の予算で設立したということは記憶しております。

○川上委員

先ほどの1983年は取消します。

それで、利用状況の市内・市外は分かりますか。

○スポーツ振興課長

利用者につきましては、オープン当初から市内・市外料金というのを設けておりませんので、市内・市外の利用者の数での把握ができておりません。

○川上委員

どちらが多いと思いますか。

○スポーツ振興課長

オープン当初、年間約10万人来られた際というのは、人口のほうから考えても市外の方が多かったんだろうというふうには考えております。現在、直近の数字で申し上げますと、令和5年度は1万8737人ということですが、サンビレッジ茜の事業の中身を考えますと近隣の自治体や学校、教育関係の団体の利用というのが多いですので、市外というふうに認識しております。

○川上委員

この間の主な整備状況が分かりますか。

○スポーツ振興課長

34年間のということだと、申し訳ありません、把握ができておりません。

○川上委員

防災の視点から見ると、ここは安全な所ですか。

○スポーツ振興課長

防災の観点——、人工芝スキー場を整備した当初から現在に至るまで関係者等からの聞き取り等で申し訳ないのですが、これまでに大きな、サンビレッジ茜を起点とした災害が起こったということは聞き及んでおりません。それから、そういった意味では整備上問題がないというふうに認識しております。

○川上委員

三郡山の中腹にこれほど広い所を造って調整池もないということで、今までの気候状況からいって、運よく施設に災害が少なかったということかもしれませんけど、今後のことでいえば、この施設、あるいは下流部において深刻な災害が起きる危険性はないかと心配するんだけど、それは検討したことがありますか。

○スポーツ振興課長

検討といいますか、常にその災害については、職員として考えないといけない部分がございます。

ますので当然施設について、考えてはおります。今、議員のご質問の中で調整池というお話がありましたけれども、平成2年の開発当初、都市計画法に基づく開発行為の届出義務等がございません。それから林地開発における届出等も県のほうに出されている記録等もございませんでした。関係者の聞き取りという点で確認が取れた部分で申し上げますと、調整池としては施設内にはありませんけれども、人工芝スキー場の一番下段になりますけれども平地になった部分、そちらのほうの最終ゴール地点になりますが、防壁で囲って調整池に変わる機能を持たせているということで確認は取れております。よって、現時点では、そういった災害時の備えとしては機能を満たしているというふうに認識しております。

○川上委員

このサンビレッジ茜については、市に新たな財政出動を求めるような提案も行われたりしているわけですが、私はこの際、利用の問題、それから安全の問題を確認して福岡県へ事業の移譲を考える必要があるのではないかというふうに思います。

終わります。

○委員長

続きまして、同じく、148ページ、商工費、観光費、サンビレッジ茜整備事業費について、田中武春委員の質疑を許しますが、重複した質問はできるだけ避けていただきたいと思います。

○田中武春委員

私から、サンビレッジ茜整備事業について、質問をします。先ほど同僚議員のほうで事業費のことを言われましたので、私も質問したかったですけど重なりますので、その辺は担当課として、割愛してください。よろしくお願いします。

資料の中で、飯塚市の決算に係る主要な施策で、成果説明書の18ページにありますけれども、サンビレッジ茜整備事業費が令和4年度と比較して71.9%増額となっておりますけれども、この増額の理由について、説明をお願いいたします。

○スポーツ振興課長

令和5年度のサンビレッジ茜整備事業費について、ご説明いたします。先ほどと重複しない部分で説明をさせていただきます。内訳になりますが、老化したリフトの修繕として維持補修費に2607万7700円、見えなくなってしまう案内表示盤等の作成ということで49万5千円、それから、散水池の漏水防止工事、こちらのほうに614万200円、人工芝の一部張り替えで233万2千円、合計しまして3504万4900円となっております。

令和4年度は、管理の視点からスキー場へ降下するスロープカーレール等の更新、こういったものに決算額として2039万326円ございました。この令和4年度と令和5年度の決算額を比較して71.9%の増というふうになっております。

この増額の主な理由といたしましては、令和4年度のスロープカーレールの更新に1760万円を支払っております。令和5年度はリフトの修繕、散水池の工事等で3200万円ほどかかりましたので、その分で増額というふうになったものでございます。

○田中武春委員

次に、ここは、もう築30年以上が経過をしております、施設のほとんどが老朽化をしていると言われておりますが、電気工事も含めてあとどれほどの工事が滞っていて、今後、毎年どれぐらいの改修費がかかるのか、それを計画的に進めているのかも含めてお答えください。

○スポーツ振興課長

電気工事も含め、あとどれぐらいの改修費がかかるのかというご質問でございますが、本格的な改修等を実施しようとするれば、どうしても10億円以上の費用がかかるものということを想定しております。

次に、それを計画的に進めているのかという質問ですが、例えば、人工芝の全面張り

替えを行うだけでも約6億円かかることが想定されております。現在、将来的な在り方というのを検討している状況でございますが、これまでに毎年度、指定管理者でございます一般財団法人サンビレッジ茜と協議をした中で、緊急度の高いものから随時改修等を行い、その分について、必要な分の予算要求を行いながら実施しているという状況でございます。

○田中武春委員

それでは、筑穂地区はいわゆる過疎債が使えるわけですが、これまで改修費というのは過疎債を活用しているから実施することができたのか。それとも、何か財源があるのか。例えば、過疎債などの財源がもし使えず、一般財源からの持ち出しであったとしたらどうするつもりであるのかをお答えください。

○スポーツ振興課長

令和5年度について、申し上げますと、実は、過疎債は活用しておりません。この主な財源といたしましては、好調であったふるさと納税を財源とし、また、森林整備基金を財源として充当をしているところでございます。

一般財源のみであったらどうするのかというご質問につきましては、私ども設置者である市として関係部署と内部協議を行いながら、施設自体に必要な維持補修等を限られた予算の範囲内で実施していく必要があるというふうに考えております。

○田中武春委員

今後の課題等についてですが、今後について、お尋ねしますが、それだけ、毎年改修しなければならぬような状況であれば、過疎債と何かしらの財源があるうちはいいかもしれませんが、一般財源の持ち出しとなると、大変厳しい状況ではないかというふうに推察しております。確かに、民間による大型投資やその他の補助金等が期待できるのであればよいと思うんですけども、そういった財源がない場合は、先日、議会でも同僚議員がおっしゃっていたように、社会教育的要素が強いのであれば、その部分を残しての運営に切り替えるなど、一定の規模を縮小してでも存続をしていく、そういった考えがあるのか。また、こういった検討をする余地があるのかを含めて、お尋ねいたします。

○スポーツ振興課長

質問委員の言われますとおり、現在のままの運営を続けるとすれば、施設の管理費用を、いわゆる指定管理料に加え多額な施設の維持補修費も継続して毎年度必要となることから、現在、民間投資の可能性、財源確保の問題、また、先日、議会のほうでもご質問がありましたし、先ほど川上委員からも言われましたけども、社会教育的要素の観点等を踏まえて、県のほうにも相談、そういったことも様々な点を考慮しながら将来の方向性というのを検討していくこととしております。早急に方針を固めていきたいというふうには考えているところでございます。

○田中武春委員

筑穂地区は、先ほど筑前茜染のこともありましたし、内野宿、それから大イチョウなど、歴史的価値のある資源や、サンビレッジ茜のように宿泊ができる施設もあるわけです。確かに費用対効果も大事だとは思いますが、この筑穂地域の活性化のためにも、これらの地域資源を最大限に活用した取組を考えていただきたいなというふうに思います。ぜひ、今後も存続できるように進めていただくよう、私から要望いたしまして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

続きまして、151ページ、道路橋りょう費、道路橋りょう維持費、道路橋りょう維持管理事業について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

151ページ、道路橋りょう費、道路橋りょう維持費、各所について、お尋ねいたします。その中の各所草刈等委託料についてですが、この委託料の具体的な内容と直近3か年の決算額について、お尋ねをいたします。

○土木管理課長

各所草刈等委託料の内容につきましては、主に車両の交通量の多い幹線市道において、毎年夏場になると、道路のり面や路肩等に雑草が茂り見通しが悪くなることから、安全に車両等の通行が行えるように、毎年2回の草刈りを行うものです。また、決算額につきましては直近3か年では、令和5年度が1億3657万8891円、令和4年度が1億2948万551円、令和3年度が1億1785万3495円となっており、対前年度比では、令和4年度は前年度比109.87%で、令和5年度では前年度比105.48%となっております。

○藤堂委員

主に交通量の多い市道を対象に、見通しを確保するために年2回、草刈りをしていただいている。その道路の雑草は、草刈りをしてすぐ生えてまいります。大変苦勞されているのではないかと考えております。決算額も人件費分だと思いますが年々上がってきております。

市として草刈りの現状をどのように考えておられるのか、本市の草刈りの今後の対策について、お尋ねをいたします。

○土木管理課長

草刈りの現状につきましては、雑草は梅雨頃から秋口にかけて非常に成長が速く、草刈りも同時期に集中することから、対応に大変苦慮しているところです。今まで、地元ボランティアで草刈りを行っていただいた箇所において、地域の担い手不足や高齢化により草刈りができない箇所も増えております。年々草刈りを行う箇所が増加する傾向となっております。また、緊急な草刈りにつきましては、市職員により対応しておりますが、現場に従事する職員の減少により、早期の対応が難しい状況となっております。

今後の対策につきましては、見通しの悪い交差点や住民からの草刈り苦情の多い箇所について、現地確認を行い、優先度の高い箇所から、計画的に張りコンクリートや防草シートを設置する工事による防草対策に取り組んでまいります。

○藤堂委員

最後に1件、要望させていただければと思います。

答弁の中で、道路の張りコンクリートの話がございましたが、その張りコンクリートの費用はどのくらい確保しているのか、お尋ねをいたします。

○土木管理課長

現在、張りコンクリートを対象とした予算項目はなく、道路橋りょう費の道路橋りょう維持費の中の各所維持修繕工事から捻出している状況でございます。

各所維持修繕工事の令和5年度の発注件数は123件で、そのうち、張りコンクリートの工事の発注件数は18件となっております。また、令和5年度の各所維持修繕工事の決算額に対する張りコンクリートの工事費の割合は12.6%となっております。

○藤堂委員

最後に確認ですが、市道を管理する上で、緊急的な補修を要する場合の対応についてはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○土木管理課長

道路の陥没や破損などにより、安全安心な市民の生活に影響を及ぼす緊急的な補修につきましては、まず、市職員により現地確認の上で安全処置を施し、簡易的な損傷の場合は市職員で補修対応し、大規模な補修が必要な場合は道路橋りょう維持費の各所維持修繕工事の予算により、業者に工事を発注し対応を行っております。

○藤堂委員

緊急の対応等は週何回かあると聞いておまして、夜中も呼び出されるというところで、本当に対応のところ、ありがとうございます。その緊急対応費も、大枠決まっている維持管理費から出ているイレギュラーな出費というところで、当初予定していた工事が遅れるという状況

はある程度理解をした上で、総じて草刈りに関してですが、昨年度の決算額が前年度対比の105.48%増の1億3600万円。草は刈っても、また生えてきてまいります。市道沿いの街路樹の維持管理費が大体3200万円でしたので、約4倍の維持管理がかかっている状況であると思います。

そして、今後、地域の担い手が減少するということでもあります。主に農家の方々だと理解をしております。このままいけば、予算も足りない。今よりも職員が駆り出されて、従事してくださる職員も今後減るのではないかという状況だと。そんな中で、今、張りコンクリートの費用は維持管理費の大枠から出ていると。現状、トータルとしてよい方向に向かっているのではないと、私としては感じています。今年から張りコンクリート費用が1千万円ついたらと聞きまして、昨年の例だと、1700万円ぐらいが維持管理費の中で張りコンクリート費用に充てられたというところがございますが、まず、この張りコンクリート費用は、投資的に必ず必要になってまいります。ここはちょっと、次年度から上げていただきたいと思います。

市民の声も大事にしながら、職員も今従事して下さっているのも、大事にさせていただければと思います。このままですと、先に職員の方が疲弊してくるのではないかと、私としては危惧しております。財政のほうにおかれましては、今後は張りコンクリートの予算の申請が出てくると思いますが、やはり、張りコンクリート費用は無駄ではなく投資的な経費でございますので、また今後の予算も縮小できると思っております。ここが増えれば、緊急対応費の分も少し余裕が出てくると思いますので、予定している工事も順次発注できると思います。市民よし、職員よし、財政もよしというところで、ぜひ、ご検討のほどよろしく申し上げます。

以上です。

○委員長

次に、156ページ、都市計画費、公園費、公園施設管理事業費について、奥山委員の質疑を許します。

○奥山委員

公園施設管理事業について、伺います。市内各所に設置してある公園ですが、維持管理していくにはそれ相応の管理費が必要となるというふうに思っていますので伺いますが、本事業費において管理している公園の種類、また、数についてをお尋ねいたします。

○都市計画課長

現在、本事業費において管理している公園としましては、令和5年度末現在で、都市公園が65か所、面積で125.06ヘクタール、開発遊園が14か所、面積で1.9ヘクタール、その他の遊公園が18か所、面積で53.78ヘクタール、合計97か所、面積180.74ヘクタールとなっております。

○奥山委員

先ほどもありましたように、草刈りとか樹木の手入れ、維持、委託費等を合わせると、この事業費で97か所ですので、1か所はざっくりですが、200万円程度の維持管理費が必要になっているということで、かなり高額になっているなというふうに思います。

それでは、市のほうでは、これらの公園について、利用者の数など利用実態は把握されておられるのか、お尋ねします。

○都市計画課長

市のほうでは、利用者数などの詳細な利用実態については把握をしておりません。

○奥山委員

把握されていないってことですが、利用者の数はなかなか難しいと思いますけれども、例えば、利用者の数ではなくて、この公園は比較的に利用されているとか、あまり利用されていないとかいう把握はされておられるのか、お尋ねいたします。

○都市計画課長

質問委員が言われます程度の状況の把握で申し上げますと、全ての公園ではございませんが、自治会長への聞き取りや地域住民の声などによりまして、おおむねの状況については把握できるといふふうに考えております。

○奥山委員

おおむね、全てではないけれども把握できるというふうなことでございます。

それでは、そのような地域の方の声を受けて、市としては、利用されていない公園の今後の取扱いについて、どのようにお考えされているのか、伺います。

○都市計画課長

本市におきましては、令和4年2月に飯塚市公園等ストック再編計画を策定し、今後の人口減少や施設の老朽化に伴う安定した維持管理や機能維持のため、公園の適正配置や効率的な利活用を進めているところでございます。この計画は計画期間を令和3年度から令和21年度までと定め、計画期間中に基準年次であります平成31年度の公園管理面積のおおむね20%を縮減していくものでございます。

○奥山委員

令和21年度までに20%縮減ということですが、これは公園の数でいうと何か所になるのか、お尋ねします。

○都市計画課長

飯塚市公園等ストック再編計画におきまして、20%削減の対象公園の数としては49か所となっております。

○奥山委員

49か所ということで、参考として資料を頂いておりますが、一番多いところで二瀬地区の10か所、鯉田地区の9か所、飯塚東地区で7か所と、それぞれ合わせて49か所ということで、廃止については考え方が分かりました。

それでは、新たな公園の設置についてはどのようにお考えなのかお尋ねします。

○都市計画課長

先ほど答弁いたしましたように、本市では飯塚市公園等ストック再編計画を策定し、公園面積の縮減を進めていることから、現在、新たな公園整備の計画はございません。今後は、現在の公園の利用状況を踏まえ、老朽化した施設や遊具などの更新等を着実に進め、地域の皆様に利用してもらえよう公園整備に努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、開発区域面積が1万平米以上の宅地等を目的とした開発行為により、新たに公園が整備されれば、市が結果的に帰属を受けることとなりますので、公園面積としては増加することとなります。

○奥山委員

そういう開発区域が増えれば、また増えるということでしたが、やはり、利用する方、また、その近辺にお住まいの方々が年2回程度の草刈り等をされておられますけれども、管理の行き届いている所、なかなかそうではない所が数多くありますけれども、適正に管理いただき、また、私たちもいろんな相談を聞くことが多くなってきておりますので、なかなか大変だというふうに思いますが、適正に管理をよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○委員長

160ページ、住宅費、住宅建設費、相田公営住宅建替事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

当初計画の総事業費を伺います。

○住宅課長

令和元年度に策定しました相田公営住宅建設工事基本計画におきましては、1棟目建物に係る概算工事費は12億3018万円となっております。概算工事費につきましては、直近で建設した長楽寺団地及び久世ヶ浦住宅の建設費を参考に積算をしております。

○川上委員

現状の進捗を伺います。

○住宅課長

令和6年度における主な事業にて、説明させていただきます。現在、1棟目建設敷地周辺の家屋事前調査を実施しております。また、造成工事につきましても、周辺住民への周知の後、安心安全に努めながら着工を予定しております。

○川上委員

事業費の関係はどうか。

○住宅課長

事業費につきましては、令和6年度予算書に記載しております令和6年度から令和9年度までの継続費を参考にご説明しますと、1棟目建設に係る予算額は20億7009万円となっております。

○川上委員

決算年度中としては、もう全体の事業費からいえばほとんど支出がないという状況ですか。

○住宅課長

令和5年度につきましては、支出はございません。

○川上委員

過去に計画変更を検討したことがありますね。そのときの様子を聞かせてください。

○住宅課長

計画の変更につきましては、令和元年度に策定した相田公営住宅建設工事基本設計に基づく、旧相田公園を建設用地とする原案と、旧相田公園の隣接者の方々が要望する暫定公園へ1棟目を建設する要望案について、5点について、事業効果の比較検討を行いました。

まず1点目は、住環境の早期整備の観点から工期について、検討しました。原案では事業完了まで15年間と試算しました。一方、要望案では事前に周辺道路の拡幅工事等の周辺整備が必要となることや、建替事業における計画戸数を満たすためには、建設棟数を1棟追加する必要があるなど、事業完了までの期間は21年と試算し、原案が優位となりました。

2点目につきましては、仮移転等における入居者への負担面の観点から検討しました。原案並びに要望案のいずれも、現入居世帯の移転は一度で済むため、入居世帯への負担は同じとなりますが、要望案では、完成までに工期が延びることで、入居者の高齢化に伴い、移転による入居者負担の増が考えられます。

3点目につきましては、区画の活用方法の観点から検討しました。旧相田公園並びに暫定公園の近隣には、それぞれ生活環境に影響を受ける住民の方がおられますが、旧相田公園の敷地面積は7600平方メートル、暫定公園の敷地面積は約4800平方メートルとなっており、敷地面積が広いほうがより多様な策を検討することが可能であると判断いたしました。

4点目につきましては、コスト面における観点から検討しました。要望案では、建替事業における計画戸数を満たすために、原案の建設棟数に1棟追加した計画へ変更する必要があります。また、隣接する道路の拡幅工事が必要となるなど、原案と比較してコスト増が見込まれることから、原案が優位であると判断しております。

5点目につきましては、共同施設であります集会場の配置計画など、コミュニティー活動の利便性や継続性の観点から検討しました。原案は、敷地面積の広さから当該地に集会場を建設することが可能なことから、端部の住戸棟から従来の負担についても均一化されます。また、工事計画では、現在の集会場の解体時に新たな集会場が建設されることから、円滑に自治会活

動を引き継ぐことが可能と思われま。要望案では、敷地面積の都合上、集会場の建設用地までは確保できないため、新たな集会場が建設されるまでの間、集会所自体の存在期間が生じるなど、自治会活動の継続に一定の支障を生じる可能性があります。

以上、5つの観点から事業効果に係る比較検証を行った結果、原案がよいとの判断に至っております。

○川上委員

その見直しにおいては管理戸数を減らすという視点はあったのでしょうか。

○住宅課長

検討はしていません。

○川上委員

本市が管理している公共施設の面積のうち、市営住宅はどのくらいの割合になるか分かりますか。

○住宅課長

すみません、今、資料を持ち合わせておりませんので、把握はできておりません。

○川上委員

資料がなくても分かる方に答弁してもらいたいと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:06

再 開 16:19

委員会を再開いたします。

○財産活用課長

先ほどご質問がありました飯塚市の公共施設全体における市営住宅の割合ということですが、約33.56%、全体の3分の1になります。それで、これと同じ規模がありますのは、小中学校の延べ床面積が同じぐらいの比率となっております。

○川上委員

相田市営住宅の現在の入居者の状況の変化を伺います。

○住宅課長

相田住宅の直近5か年の入居状況につきましては、管理戸数250戸に対しまして、各年度4月1日現在で、令和2年度が150戸で入居率60%、令和3年度が143戸で入居率57.2%、令和4年度が131戸で入居率52.4%、令和5年度が127戸で入居率が50.8%、令和6年度が116戸で入居率が46.4%となっております。現在、相田住宅は建て替えを進めているため公募を停止しており、新たな入居者がいないため毎年度において、入居率は低下しております。なお、これまでに退去された方々の退去理由につきましては把握できておりません。

○川上委員

現在入居されている方の転居の要望に応える取組としてはどういうことをしていますか。

○住宅課長

現在、相田住宅では建て替え事業により公募を停止しておりますが、空き家が多く、住環境が変化していることは認識しております。現入居者の方から住宅のご相談等をいただいた場合には、現地確認を行い、維持修繕等に対応し、住環境が悪くなることのないよう努めております。それと併せまして、相田住宅へ入居されていらっしゃる方から住み替えの希望をされる方につきましては、政策的移転と同様の案内を行っております。住み替えの希望等を聞きながら、経済的な負担がかからないよう、住み替え可能な住宅を案内しております。

○川上委員

現状から言えば、管理戸数の縮減を視点に、再度見直しを行い、国・県にも助言を求める必要があるのではないかと思うわけです。そうした点でいえば、強引に相田公園を潰してしまうやり方をやるべきではないということを指摘しておきたいと思います。

質問を終わります。

○委員長

次に、質問事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

144ページ、商工業振興費に関わります資料83ページの説明をお願いします。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

沢井製菓の進出に関する地元協議の状況が分かるものについて、ご説明いたします。

令和3年10月11日に、同社からの発表により、平恒にございます飯塚工業団地内の第二九州工場に、新工場建設に係るプレスリリースが発出されております。同日、当該工業団地周辺の5自治会の自治会長に対し訪問の上、ご説明しております。

10月13日に飯塚工業団地工業会事務局へ新工場開設決定について、電話にてご報告しております。

翌14日に、福岡県庁にて同社及び福岡県、本市によります3者協定を締結しました。

10月21日に穂波地区住民代表者を訪問し、企業進出に関し、ご報告しております。

12月14日に穂波地区住民代表者を訪問し、工場建設に関し、ご報告しております。

翌15日に当該工業団地地域にございます小中一貫校穂波東校を訪問し、工場建設に関し、ご報告をしております。

令和4年に入りまして、2月2日に5町内会代表者を訪問し、そのうち3自治会より地元説明会開催の要望を受けております。

3月11日に、5町内会代表者が来庁され、代表者について、変更があったことの報告を受け、工業会に確認のため電話連絡をしております。

8月9日に5町内会代表者を訪問し、地元説明会の開催や工事車両の安全対策についての要望を受けております。以降、令和4年度中に計8回訪問しております。

8月23日に当該新棟建設工事の起工式が執り行われました。

令和5年度に入りまして、5町内会代表者を訪問し、工事関係について、車両騒音等の意見を受けております。以降、令和5年度中に計5回訪問しております。

令和6年度に入りまして、5町内会代表者を訪問し、新工場開設後の社員増加に伴う渋滞対策について、協議等を行っております。以降、令和6年度中に計4回訪問しております。

先月1日に、当該新棟建設工事の竣工式が執り行われております。

以上が、経過となります。

○川上委員

第二九州工場の進出によってどういう効果があるのか、お尋ねします。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

第二工場の新棟竣工に伴いまして、雇用の創出が見込まれております。

○川上委員

数字的なことが分かりますか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

新規雇用予定人数が、ステップ1とステップ2を合わせて雇用人数は490名の予定となっております。

○川上委員

ここに書いてある車両騒音について、どういう影響がありますか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

工事の際に、トラック等の車両が通過することにより騒音と、夜中に工事をしたときの騒音等になります。

○川上委員

夜中に工事をしたんですか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

はい、一部工事をしております。

○川上委員

何度も出てくる5町内会代表者というのは、どなたですか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

工場誘致協定書に基づく代表者となっております。

○川上委員

今、言われた工場誘致協定書について、資料要求をしたいと思いますので、取り計らいをお願いします。

○委員長

それ、決算に関係ある。ないんじゃないの。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 16:29

再 開 16:30

委員会を再開いたします。

○川上委員

5町内会代表者とここにある工場誘致協定書、何の関係があるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:31

再 開 16:31

委員会を再開いたします。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

昭和48年11月4日に締結いたしました工場誘致協定書になりますが、当時の穂波町飯塚団地工業会と、5町内会、平恒町内会長、平恒本町町内会長、平恒新町町内会長、神の浦町内会長、神の浦浦田町内会長の協定書に基づく代表者となっております。

○川上委員

この5町内会代表者、どこに名前があるんですか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

昭和48年の締結の時期からずっと引き継いでおりまして、現在に至っております。当然、自治会長は替わっておりますけれども、現在まで引き継いでいるということになっております。

○川上委員

そもそもね、この協定書は、甲と乙があって、甲と乙の契約ですよ。協定ですよ。で、甲がね、飯塚団地工業会じゃないですか。乙が5自治会長になっているわけでしょう。市役所が入る隙間はないんじゃない。どうなんですか。

○委員長

川上委員、今のは決算と関係ありませんので、別のところでやってください。質問はそれでやめてください。

○川上委員

で、この方は自治会長なんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:33

再 開 16:34

委員会を再開いたします。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

先ほどの資料にもございますけれども、右側になります。令和4年2月2日、代表者につきましては、この5町内会の中で選ばれているということになっております。

○川上委員

私が質問したのは、この方は自治会長かと聞いたんですよ。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

令和4年2月2日のときの5町内会代表者は自治会長でございます。

8月9日、5町内会代表者につきましては、自治会長ではございません。

○川上委員

自治会長じゃないのに自治会長から選ばれた代表者というんだったら、それを証するものがあるでしょう。あなた方は何度も会っているけど、その人が代表だというのは何によって確認しているんですか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

令和4年3月11日に、その代表者の方が来られまして、代表者に変更されたという報告を受けております。その際に、工業会のほうに代表者に変更されたことを確認するために、電話連絡をして確認しております。

○川上委員

委任状か何かあるんですか。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

他の団体のことでございますので、私のほうでは分かりません。

○川上委員

資料を見ても、この人物と特定の関係を結んでね、議長室にまで呼んだり、市長応接室にまで呼んだりしているじゃないですか。どういうことなんですか。で、この協定書が基だと言うけど、協定書にはそういう人が入る隙間は何もないよ。工業会が甲、それから自治会長が乙じゃないですか。市役所はどこで、そのことで入る隙間があるんですか。答弁してください。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

他の工業団地と同様ではございますけれども、工業団地の企業の事業活動によりまして、近隣住民の生活に支障が出ないように、また、進出企業の工場建設が円滑に進むよう調整する役割を市が担っていると考えております。

○川上委員

これは、あなたたちが特別扱いしているこの人物は、久世副市長のパチンコ事件の写真、文書、経済政策推進室長の早野さんに物を渡した人物じゃないんですか。

○委員長

川上委員、決算審査から外れてっておりますので、軌道修正してください。

○川上委員

その人物じゃないんですか。答弁してください。

○委員長

川上委員、再三申し上げますけど、決算審査と何の関係もありませんので、その答弁はできないと思います。

○経済政策推進室企業誘致担当主幹

答弁につきましてはできません。

○川上委員

あなた方が、飯塚市が特別扱いしているこの5町内会の代表者と言われる方は、可能性として、久世副市長のパチンコのことを取り上げて、公開質問状を何度も出してきているその人物の可能性が非常に高いから質問しているんですよ。それについて、答えられないというのは異常ですよ。

質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

第5款、労働費から第8款、土木費までの質疑を終結いたします。

次に、第9款、消防費から第13款、予備費について、161ページから192ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております164ページ、教育総務費、事務局費、スクールカウンセラー等配置事業について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

それ、取り下げます。

○委員長

では次に、164ページ、教育総務費、事務局費、適応指導教室運営事業費について、金子委員の質問を許します。

○金子委員

適応指導教室運営事業費について、お尋ねいたします。決算額が21万4501円となっておりますが、その内訳について、お尋ねいたします。

○学校教育課長

適応指導教室運営事業費の内訳につきましては、運営に係る消耗品費、通信運搬費、器具費、図書費のほか、全国適応教室連絡協議会負担金、いじめ・不登校問題連絡協議会委員報酬、費用弁償となっております。

○金子委員

では、この適応指導教室の運営体制について、お尋ねいたします。

○学校教育課長

適応指導教室の運営体制につきましては、所長が1名、指導に当たる職員1名の2名体制となっております。いずれも、会計年度任用職員でございます。

○金子委員

では、この適応指導教室に通っている児童生徒数について、令和5年度、そして現在の数が分かれば教えてください。

○学校教育課長

令和5年度9月現在となりますけれども、通所する人数は、その性格上、日によって変わりますが、現在は合計で14名が在籍しております。令和5年度につきましては、こちらのほう、月によって、日によってかなり変動があるんですけれども、おおよそ本年度と同じで14名前後となっております。

○金子委員

平成28年度に、教育機会確保法が成立し、また、令和3年度に、一昨年ですかね、生徒指導提要が改訂されました。その中で不登校の捉え方が大きく変わってきております。今まで飯塚市は適応指導教室というふうに言われておりましたが、令和5年、昨年度3月発行の「飯塚市がめざす教育No. 13」では、その中で多様な学びの場、居場所の確保として、「飯塚市適応指導教室（教育支援センター）『コスモス』」と掲載されております。

不登校の児童生徒を適応指導するのか、それとも支援するのかという整理について、どのようにされているのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

従前の適応指導教室という言い分につきましては、特に義務教育の機会確保法があって以降ですね、学校に適応するという視点から、子どもたちを将来的な社会的自立の支援を行う場としての考えと変わっておりますので、文部科学省のほうもですね、従来の適応指導教室という名称から教育支援センターという名称に変えていくことを奨励しております。飯塚市教育委員会としましても、現在、名称を変える条例変更の手続をしているところですが、現在、不登校生の増加や、周囲の環境の変化と併せて、名称の変更だけではなく、中身の変更についても検討すべきだということで、そこを併せて条例を変えようということで、また再度準備をしておりますので、名称の変更につきましてはちょっと遅れておりますけれども、もうしばらくお待ちいただければと考えております。

○金子委員

ありがとうございます。名称よりも何よりも中身をしっかりと検討していくことが必要だと思いますので、しっかり検討されて、中身の充実をお願いいたします。

では民間のフリースクールに通っている児童生徒数について、お尋ねいたします。

○学校教育課長

現在情報を把握しております民間の施設2か所の数字でお答えをいたします。これも令和6年9月現在の調査結果ですが、鯉田にあります「子育てオアシス」には、現在6名、筑穂地区にあります「みんなのおうち」には、現在9名が通っておると聞いております。

○金子委員

同僚議員が一般質問で聞かれた不登校の数は現在500名を超える数を言われておりました。それからすると、適応指導教室では14名、そしてオアシスでは6名、みんなのおうちでは9名、大変少ない数だと感じております。また、同僚議員が質問されておりました校内教育支援センターという言葉が一般質問でも出ておりましたが、その定義について、お尋ねいたします。

○学校教育課長

校内教育支援センターにつきましては、令和5年に文部科学省が取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COOLOプラン）」において、校内教育支援センターを、学校へ行くことはできるが、教室に入ることが難しい生徒へ居場所や教育を受ける場を提供する施設として定義をしております。

○金子委員

文部科学省は令和7年度の予算の概算要求で3千校で校内支援センターの支援員を配置するとされております。

飯塚市でも活用を考えているのでしょうか。

○学校教育課長

本市での不登校児童生徒数の状況から、校内教育支援センターでの支援は不可欠と考えております。まだ概算要求の段階ではございますけれども、今後も国の予算措置の状況を把握しながら、活用について、検討を進めたいと考えております。

○委員長

続きまして167ページ、教育総務費、人権教育費、人権啓発事業委託料について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

資料100ページ、説明してください。

○人権・同和政策課長

100ページについて、ご説明をいたします。まず、人権啓発事業の受託者であるNPO法

人人権ネットいづかについてでございますが、101ページから105ページに定款を、106ページから109ページに事業報告書、活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、理事・監事名簿、推進員及び担当の資料を添付しております。110ページから委託料の3年間の推移、人権研修等の実施状況3年分と仕様書となっております。

○川上委員

110ページに委託料内訳などがありますが、これについて、もう少し詳しくお願いします。

○人権・同和政策課長

110ページのほうに啓発事業の委託の内訳及び実施状況3か年、委託仕様書ということで、委託料の内訳の推移を1番のほうに表示しております。令和5年度で申しますと、賃金が3710万700円、共済費が618万4300円、消耗品等諸経費が149万円、事業費が242万9千円、消費税が472万400円の合計金額5192万4400円となっております。

○川上委員

資料111ページの仕様書について、説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

仕様書の内容について、ご説明いたします。人権啓発事業として、4番、「業務の内容」にあるとおり、まず、1番目としまして、「研修事業」、12地区交流センター及び自治会等における人権啓発事業。企業及び官公庁等における人権啓発事業。2番目の「相談事業」としまして、人権に関わる相談に応じる適切な助言を行う事業。3番目としまして、「広報事業」としまして、「人権いづか」、「人権いづか ぬくもり」発行に伴う情報の収集及び企画会議への参加。地域における人権啓発広報活動。4番目、「展示事業」としまして、人権・同和問題啓発展示コーナーにおける展示作成に伴う情報の収集及び企画会議への参加。5番目、「その他啓発事業等」としまして、人権問題講演会事業。部落解放研究集会、同和問題啓発強調月間事業及び人権週間に関わる企画会議等への参加。「その他」としまして飯塚市人権・同和政策課との定例的な連絡会議の実施が内容となっております。

○川上委員

守秘義務協定はどうなっていますか。

○人権・同和政策課長

業務委託の請負契約書の中で、秘密の保持ということで、受注者は業務の処理上知り得た秘密を他人には漏らしてはならないということで、契約の中で示しております。

○川上委員

委託先はどこですか。

○人権・同和政策課長

特定非営利活動法人人権ネットいづかでございます。

○川上委員

入札ですか。

○人権・同和政策課長

入札の方法につきましては、随意契約でございます。

○川上委員

理由をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

特定非営利活動法人人権ネットいづかにつきましては、部落解放、人権確立を目指して、長年人権問題啓発に携わってきた者によって構成される非営利団体であり、人権問題を熟知しているとともに、啓発のための専門的な知識・技能を有しており、事業に専念できる体制が整

っている団体である。市が行うべき人権啓発を継続的かつ多岐にわたって専門的に実施できる団体が当該団体以外にないため、随意契約をするものでございます。

○川上委員

その団体の規定は自分で言っているんですか、その団体が。

○人権・同和政策課長

こちらの随意契約の理由につきましては、市が設定したものでございます。

○川上委員

団体の概要をお願いします。

○人権・同和政策課長

代表者は理事長の原田勝則氏でございます。失礼いたしました。団体の概要につきましては、特定非営利活動法人である人権ネットいいつかは、地域住民に対して部落解放、人権確立を目指す様々な事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする団体でございます。

○川上委員

部落解放というのは、どういう意味ですか。

○人権・同和政策課長

こちらは、このNPOの定める目的であります。部落差別解消という意味であると考えております。

○川上委員

このNPOは部落解放を目指しているんですか。

○人権・同和政策課長

部落差別をはじめ、様々な人権問題の解消を目指しているものと考えております。

○川上委員

このNPOは部落解放を目指しているのかと聞いたんですよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:58

再 開 16:59

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

繰り返しの答弁となりますが、地域住民に対して部落解消と人権確立を目指す様々な事業を行い、地域社会に寄与することを目的とする団体ということで、このNPO法人のほうで定款で定めているものでございます。

○川上委員

今、部落解消と言いました。

○人権・同和政策課長

失礼しました、部落解放とご説明をしております。

○川上委員

あなた方が、この間、何億円もかけて委託料を渡している相手は、部落解放、人権確立を目指す様々な事業を行う団体だということですね。

○人権・同和政策課長

こちらの定款には、そのように書いてあります。

○川上委員

それで部落解放とは、どういう意味かというのをさっき聞いたんですけど、明確な答弁がなかった。

○委員長

川上委員、残り時間が5分を切っておりますので、気をつけて言ってください。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 17:02

再 開 17:02

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

部落差別の解消を推進する団体だと考えております。

○川上委員

私は部落解放というのを目指している団体だから、この部落解放が実現した姿というのは、どういう姿かと聞いたんですよ。

○人権・同和政策課長

部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的としているものと考えております。

○川上委員

今、部落として何かに支配されているということは、日本全国どこにもないですよ。そこでね、このNPOは、国の特別措置法が2002年3月をもって終結し、一般対策へ移行した流れの中で、部落解放同盟飯塚市協議会として検討した方針の中で、翌年2003年12月12日設立総会を行い、当時の部落解放同盟飯塚市協議会委員長が設立代表者を兼任して、そのようにして設立されたものか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

その内容については、把握しておりません。

○川上委員

この団体の設立趣旨書は持ってないんですか。

○人権・同和政策課長

所持しておりません。

○川上委員

私が先ほど紹介したのは、このNPOの設立代表者が設立趣旨書を書いている。それを読み上げたんですよ、趣旨を。そういうことを分からない相手に委託を続けているんだけど、事業委託先はこのNPOが独占していますか。

○人権・同和政策課長

これまで、こちらの法人のほうに委託をしております。

○川上委員

このNPOが独占して委託料を受け続けているんだけど、累計では幾らになりますか。

○人権・同和政策課長

合併以降、7億2738万2360円になっております。

○川上委員

資料の107ページに計算書類の注記というのがあります。給料、手当、福利厚生費の内訳について、説明してください。

○人権・同和政策課長

こちら、107ページの「事業別損益の状況」についての中身について、ご説明いたします。まず、この決算において、人権啓発推進事業費や就労支援事業、その他事業、管理部門ということで、それぞれで集計をされております。

まず、人権教育啓発推進事業の人件費としまして、給料、手当が3447万6322円、福利厚生費が956万6707円になっております。

次に、管理部門の人件費としまして、役員報酬で9万6千円ということになっております。

○川上委員

この給料、手当というのは——、内訳をもう少し言ってください。

○人権・同和政策課長

業務につきましては委託契約をしておりますので、人件費の内訳については市のほうで把握をしております。

○川上委員

随意契約で7億円も渡してきた団体でしょう。把握しなくていいんですか。

○人権・同和政策課長

こちらにつきましては、業務のほうを委託しておりますので、把握をしております。

○川上委員

資料の109ページに役員の紹介があります。説明してください。

○人権・同和政策課長

109ページのほうに、左側が人権ネットいくつかの理事、監事の名簿となっております。右の表につきましては、人権・同和啓発推進員及び担当者の名簿ということになっております。

○川上委員

理事、監事の中に市役所のOBは何人入っていますか。

○人権・同和政策課長

理事、監事の中に2名いらっしゃいます。

○川上委員

どういう事情か分かりますか。

○人権・同和政策課長

こちらの理事、監事につきましては、個人の判断で理事、監事になられておりますので、市のほうでは把握をしております。

○川上委員

7億円もの委託料を独占的に受け取っている団体に、市役所のOBが、この10人のうちに2人いるということですよ。この役員の中で報酬をもらうのは誰か。

○人権・同和政策課長

理事の中で3名がもらうということで定款に定めてありますので、3名となっております。

○川上委員

私は、誰かと聞いたんです。

○人権・同和政策課長

3名につきましては、理事長の原田氏、副理事長の和多氏、理事の吉田氏ということで聞いております。

○川上委員

金額は。

○人権・同和政策課長

3名合計で9万6千円になっております。

○川上委員

人権・同和啓発推進員と書いてありますね。これは市の呼称ですか。

○人権・同和政策課長

これは、このNPOのほうで決められた名称となっております。

○川上委員

飯塚市の決算特別委員会提出資料に、この人権・同和啓発推進員と書いてあるのはどういうことですか。

○人権・同和政策課長

このNPOのほうから事前に提出いただいた資料をそのまま表記しております。

○川上委員

仕様書ではどうなっているんですか。

○人権・同和政策課長

仕様書の中では、その名称については定めておりません。

○川上委員

人権啓発事業でしょう。なぜ、同和という文字がここに入るんですか。

○人権・同和政策課長

これは委託先の事業者が決めたものですので、市のほうでは理由は分かりません。

○川上委員

ふさわしくないんじゃないですか、この委託事業に。

○人権・同和政策課長

これは、この事業者が使っている名称でありますので、市のほうではその判断はできません。

○川上委員

人権啓発事業を委託しているのに、現場に立つ人たちは人権・同和啓発推進員というふうに、同和という名前を勝手に入れて、名刺も配っているわけでしょう。おかしくないですか。

○人権・同和政策課長

これは繰り返しの答弁になりますが、こちらの事業者のほうでつけられた名称ですので、その名称を使われているものだと思います。

○委員長

川上委員、指名する前に言いますけど、1分30秒しかないので気をつけてくださいね。ゼロになったら発言がなくなります。

○川上委員

これは委託事業です。委託事業を取り組む者が委託事業名と異質のものを名のっているのかということを行っているわけですよ。

この推進員なんだけど、12人の給料が出ていますね。幾らですか。

○人権・同和政策課長

この事業に当たる職員の人件費につきましては、活動計算書にありますとおり4404万3029円となっておりますが、こちらが全てこの啓発員であるかどうかというところは分かりません。

○川上委員

先ほど役員のほうで、報酬が3人に出ていると言いましたけれども、そのうち2人はこの推進員にもなっているので、役員報酬ももらうし、給料ももらうということになっているんですかね。

○人権・同和政策課長

その詳しいところは、お聞きしておりません。

○委員長

再三言いますけど、川上委員、あと1分切っていますけど、いいですか。

○川上委員

毎年毎年、委託料を出しているんだけど、これは、いつ終わりますか。

○人権・同和政策課長

この人権啓発事業委託につきましては、部落差別をはじめ、障がい者、外国人への差別等、あらゆる差別の解消を行い、差別のないまちづくりを実現するために啓発事業に取り組んでいくものでございます。そのため、継続した事業の取組が必要であると考えております。そのた

め、今後も引き続き、委託業務については継続をしたいと考えております。

○川上委員

今後10年間で、どのぐらいの委託料が累積していくと思いますか。

○人権・同和政策課長

10年間で4億9660万18円となっております。

○委員長

お諮りいたします。「認定第1号」から「認定第10号」までの10件については、本日の審査をこの程度にとどめ、明9月20日午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、令和5年度決算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。